

平成30年第3回  
笠置町議会定例会会議録  
(第2号)

平成30年9月14日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第3回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成30年9月14日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成30年9月14日 9時33分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成30年9月14日 16時08分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	税 住 民 課 長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会 計 管 理 者	岩崎久敏	○	
	建設産業 課 長	石川久仁洋	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	7 番	松 本 俊 清		1 番	西 岡 良 祐		
議 事 日 程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

# 平成30年第3回笠置町議会会議録

平成30年9月11日～平成30年9月20日 会期10日間

議 事 日 程 (第2号)

平成30年9月14日 午前9時33分開議

- 第1 報告第2号 平成29年度笠置町継続費精算報告書の件
- 第2 承認第7号 平成30年度笠置町一般会計補正予算(第4号)に伴う専決処分の承認を  
求める件
- 第3 議案第34号 笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更の件
- 第4 議案第35号 笠置町情報公開条例全部改正の件
- 第5 議案第36号 平成30年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件
- 第6 議案第37号 平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第7 議案第38号 平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件
- 第8 議案第39号 平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第9 発議第2号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議

開 会 午前9時33分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成30年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、報告第2号、平成29年度笠置町継続費精算報告書の件について、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 報告第2号、平成29年度笠置町継続費精算報告書について、報告をいたします。

平成28年度と29年度の継続事業であった介護保険計画策定業務について、費用の精算を報告させていただきます。

事業総額456万9,000円、支出済額は、平成28年度が200万8,800円、平成29年度が252万7,200円、精算額は3万3,000円となりました。以上、報告をいたします。

議長（杉岡義信君） この件について、これで、行政報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、承認第7号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第7号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額14億7,235万2,000円に、歳入歳出それぞれ594万5,000円を増額し、歳入歳出総額を14億7,829万7,000円としたものでございます。

主な内容は、笠置いこいの館、産業振興会館、役場庁舎内無線室の空調設備にふぐあいを来たし、早急に修理する必要があるため、専決処分を行いました。財源といたしましては、基金からの繰入金と繰越金を充当しております。御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第7号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出予算について、説明をさせていただきます。

まず、先に総務財政課所管の歳出予算について、説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目で財産管理費、33万5,000円を計上いたしております。備品購入費といたしまして、役場庁舎の2階に設置しております防災行政無線の部屋ですが、空調設備にふぐあいが生じておりましたので、あそこには防災関係の設備等置いておりますので、その空調がきかないとなるとほかの機器にも影響を及ぼすことがありますので、早急に必要が生じたので交換させていただきました。備品購入費として33万5,000円を計上いたしております。

戻りまして、前の7ページをお願いいたします。

財源といたしましては、17款繰入金で、ふるさと基金からの繰入金を193万8,000円、18款繰入金といたしまして、前年度繰越金を、400万7,000円をそれぞれ充当しております。

総務財政課の今説明いたしましたものにつきましては、繰入金を充当、後で商工観光課から説明がありますが、いこいの館の空調設備はふるさと基金からの繰入金、産業振興会館のものにつきましても、繰越金で財源充当をしております。

以上、総務財政課の説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） それでは、商工観光課が所管いたします笠置いこいの館、産業振興会館の空調設備の修繕、備品購入の件について、御説明させていただきます。

まず、専決をさせていただきましたが、この間、笠置いこいの館、また産業振興会館の空調の工事が完了するまで時間がかかりまして、大変申しわけございませんでした。住民の皆様、また利用の皆様にご迷惑をおかけしました。この場をかりて謝ります。どうもすみませんでした。

それでは、8ページをよろしくをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、11需用費で修繕料を上げさせていただいて

おります。こちらにつきましては、笠置いこいの館館内の冷暖房施設の機械の中の冷温水ポンプが停止したことによりまして館内の空調がきかなくなりまして、大変暑い思いをすることになりましたので、冷温水ポンプの交換を上げさせていただきました。

続きまして、18備品購入費、冷暖房用具類105万8,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、笠置いこいの館内厨房設備の空調が3台ございましたが、厨房設備内の空調が壊れておりましたので、今回購入をさせていただきました。

続きまして、6款商工費、1項商工費、4目産業振興会館費、18節備品購入費367万2,000円、こちらにつきましては、笠置町の産業振興会館事務所、研修室、和室、こちらの空調設備が経年劣化により故障いたしましたので、今回改めて更新をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までですので、申し添えます。質疑はありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

各所の空調修理ということで、緊急を要したのでやられたわけですがけれども、先ほどもありましたけれども、産振の修理については、かなり時期的にもおこなわれていました。こういうことのないように今後お願いしたいと思います。特に産振は避難場所にも指定されておまして、その間2回ほど台風が来たときに指定にされておますので、そういうときに、こういう暑い時期に悪かったということではあきませんので、その辺の処置の仕方。できるだけ緊急を要するやつは早くやるように。そのために、これ、やっているんですから。

それともう一点、産振の367万2,000円という予算ですがけれども、今、事務室と、それから研修室と和室と3カ所と。これは、どういう形なんですか、3カ所別々に空調設備がつけられたのか、今までもそうやったのか、その辺の変更点はあるのかどうか、それを質問します。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今までのシステムは、研修室、事務所、和室それぞれに空調を入れておまして、室外機につきましては、まとめて1つのビルマルチ方式で行っておりました。今回の工事に伴いまして、室外機をそれぞれ分けて設置いたしました。今回の工事で各部屋ごとに室外機を設置した点が、大きな変更点でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

いこいの中に、雇用創造のほうのエアコンも入っているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

雇用創造協議会の中にも空調がありまして、そちらにつきましては、事務所を開設していただきまして、早々に、今回の工事より以前に空調の改修工事をさせていただきました。

失礼いたしました。今回の専決予算の中に、雇用創造の空調の工事は入っておりません。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ちょっと今説明いただいたんですが、再度お聞きします。西岡議員と重なるところがあるかもしれませんが、その点よろしく。

このクーラー、冷房について、何社から見積もりされたのか。それと、今ここに、9月に上がっているんですが、これはいつから故障していたのか。話によると、夏前からということになっているんですが、ようやく会議しながらやって、産業振興会館は、ようやく二、三日前ですか、完成したというような形で、非常に着工、工事がおくれていると。このぐらい暑い夏にクーラーもなくやられておるということは、行政はどのような対応をされたのか、それを重ねてお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

大変工事が遅くなりまして、住民の皆様、特に先ほどもありましたように、避難所になっておるにもかかわらず、遅くなりまして大変申しわけございませんでした。今回の工事につきましては、3社から見積もりを徴取いたしました。空調設備が壊れていたのは、6月半ばあたりから調子が悪くなっていたという話を聞いております。その間会議等で大変御迷惑をおかけいたしまして、その間、旧包括支援センターの事務所、またつむぎてらす、いこいの館、産業振興会館の2階などの場所で代用をして、会議をしていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今説明願ったんですが、これ、今夏も過ぎて、クーラーの設置が完成したときには、もう

秋風が吹いているというような工事の流れについて、今後どのようにしていかれるのか。こういう行政のあり方について、説明願いたい。それと、ここに冷暖房用具類と書いてあるんですけども、説明に。類とは、どういうところまで入るんですか。その点ちょっと説明してください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

スケジュールと申しますか工事は、ふぐあいを確認いたしまして、早急に手を打って着手するというのが本来のやり方でございます。できるだけ早く工事が行えるように、こちら側が早急に原因を確認して、工事を実施する、これを今後心がけていきたいと考えております。

あと、説明書の中の冷暖房用具類ということの「類」というところでございますが、この中に入っております内容は、空調の機器を買う、設置をする、購入から設置までの一体がこちらのほうに入っておりますので、用具のほかに設置工事が入っているということで、類という表記であらわしていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

参考までにお聞きします。今3社で見積もり、入札されたということになっているんですが、一応どこの業者に決まったんですか。それと、以前この会議の、もらった見積もりですが、決まった業者はどこかということを一応お聞きしたいと思います。多分安いメーカーでつくられたと思うんですが、そのメーカーはどこなんですか。業者はどこなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

3社から見積もりを徴取いたしまして、町外、木津川市内の業者さんのほうに工事をしていただきました。設置した機器につきましては、当初、うちのほうから仕様書というものを書かせていただきまして、その結果、日立システムの空調機器を購入させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

この際申し上げます。全ての議案に対して、挙手しない者は反対とみなします。

承認第7号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第7号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第4号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第34号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第34号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案理由を申し上げます。

笠置いこいの館の管理運営に指定管理者制度を導入したことに伴い、指定管理料の財源として、過疎債の借入れが可能となったことから、過疎計画を変更するものでございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第34号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更の件を説明させていただきます。

先ほど町長からの説明がありましたとおり、いこいの館の管理運営に指定管理者制度を導入したことに伴いまして、過疎債の借入れが可能ということになりましたので、今回本文の変更をさせていただくものでございます。

それでは、2ページの新旧対照表をお願いいたします。

産業の振興の部分でございます。

現況と問題点につきましては、「観光施設の不足」のところに、「いこいの館」の文言を入れております。朗読させていただきます。「また、観光拠点施設として設置している温泉施設『笠置いこいの館』について、周辺地域で多種多様な温泉施設が運営されている中、それに対応し得る有効な運営に手がつけられていない状態となり、同施設の運営は困窮をきわ

める形となっている」、これを問題点として加筆しております。

続いて3ページ、その問題点に対する対策といたしまして、2項で上げております。

観光施設の整備といたしまして、「また、『笠置いこいの館』については、町出資会社である有限会社わかさが運営している形をとっていたが、低下している経営状態に歯どめをかけ改善を促すため、運営主体を、指定管理者制度を活用する等民間主体へ切りかえることで、民間事業者の力を利用し、笠置いこいの館の再建を図る。加えて、観光拠点としての機能を十二分に発揮するとともに、周辺観光資源を活用した観光のまちづくりを促す」、この部分を加えております。

京都府とでは、この本文の変更について現在協議を行っておりまして、可決が済みましたら、報告させていただくという手順となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、町長から説明、指定管理料の、いただきましたけれども、私も、これを読んで、多分そうじゃないかと推定はしておりました。やはりそうでしたけれども。それじゃ、なぜ今ごろこういう改正の、変更の文書が出てくるのか。例えば3月議会とか6月議会で、なぜこんなことを京都府に言って、もう既に1、200万円か何ほか払っているんでしょう。これは、後づけの、言ったら文章ですね、言え。そうじゃないんですか。さきにお金を出しておいて、条例じゃないけれども、過疎債の文書を後づけで出すということ、これは逆ですよ。

だから、これは京都府に言って、こういう文書に手直ししますのでお願いします。それからしはりますということが、順序じゃないんですか。私は、これを見たとき、考えたとき、そう思いました。実際に過疎債をいつもらわれてどうしたか知りませんが。だから、そういったことが、なぜ3月議会とかにこういうような文書が出てこないのかなと思って。既に指定管理をやるというのは決まっているんでしょう、ある程度、推測で。だから、後づけでこういう文書が出てくること自体が、私は不思議やなという思いがするんですよ。そうじゃないんですか。お金が先に来て、条例改正は後でしますというようなものですよ。私は、そう思いますけれども、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

今回の改正につきましては、京都府と協議をしておりました。当初予算には、繰入金として、まず指定管理料を充当させていただいております。ありきということではなく、今協議

を進めておりました、過疎債の借入れが可能というか、京都府と協議を進め可能となりましたので、今回改正し、過疎債の借入れはまだ今後ということになります。おっしゃったように3月の時点でという話でしたが、30年度に入ってそういう協議を進めてまいりましたので、今の時点になっております。

今後、過疎債の借入れの金額が確定となりましたら、補正予算において、財源充当、繰入金を落とし、過疎債を計上させていただくという補正予算が必要となってきます。それは、今回まだ上げさせていただいておりません。この本文の改正が終わり、その後になりますので、今回は上げておりませんが、今説明させていただきましたように、当初からソフトの借入れが決まっていたわけではございませんので、今になったということで御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） それじゃ、過疎債がもらえなかったら基金から出すという手だてでやられる予定やったんですか、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

指定管理料を計上させていただいた予算のときに、いこいの館の分につきましては、ふるさと基金の繰入金を充当するように計上させていただいて、既に可決いただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ちょっと参考までにお聞きしたいんですけれども、この交付金の国と町との割合は、50%50%ですか。それと、この金額の上限は幾らなんですか、ちょっと教えてください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

過疎債は、町が、例えば指定管理料全額を借入れる場合ですけれども、そうなりましても、償還分については地方交付税に算入されてくる、50%ではなく70%だったと思います。その金額が交付税で返ってきますので、有利な借入れとして計上させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

そうすると、七三ということですね。それと、今私は質問したんですけれども、上限額は  
何ぼですかと聞いたんですけども、返答がないんですけれども、これは私の発言が十二分に  
理解されていないのか、私は、金額は幾らですかと聞いたんですよ。返答がないというこ  
とは、これは私は非常に疑問に感じるんですけれども、その点どう思われるんですか、回答を  
お願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたしました。

すみません、松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

借り入れの上限は、指定管理料の1, 200万円です。過疎債は、補助金とかではなく、  
起債の償還に充てる部分が交付税として算入されてくるということになっております。申し  
わけございません、上限ということではなく、借り入れできる上限が1, 200万円、指定  
管理料の上限となっております。申しわけございませんでした。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

議案第34号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更の件は、原案のとおり決定す  
ることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第34号、笠置町過疎地域自立促進市  
町村計画一部変更の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第35号、笠置町情報公開条例全部改正の件を議題とし  
ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第35号、笠置町情報公開条例全部改正について、提案理由を申し  
上げます。

笠置町情報公開条例は、平成18年に制定し運用をしておりますが、平成28年4月の行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立てに関する規定の改正や文言の修正の必要が生じたので、改正をするものでございます。施行日は公布の日からとしております。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第35号、笠置町情報公開条例全部改正の件について、説明をさせていただきます。

先ほど町長からの提案理由のほうにもありましたとおり、行政不服審査法が平成28年4月に改正されまして、当町の情報公開条例にも反映させる必要がございましたので、今回文言が多岐にわたることから、全部改正とさせていただいたものでございます。

それでは、7ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

条文全体になんですけれども、第1条といたしまして、2行目、「開示」という文言を、「公開」というものに変更させていただいております。これがほとんどの条項に出ておりますので、全て「開示」から「公開」ということで、下線を引かせていただいております。

続いて、第2条でございます。公文書の定義がより詳細な規定となっております。第1号で、「文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって」というところですが、これが、「文書、図画及び写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）」というふうに細かく規定をされております。情報化が進みましたので、電子媒体等必要なものにつきまして加えられたということになっております。

続きまして、新旧対照表9ページをお願いいたしますと思います。

9ページ上段の（1）、第1号でございます。こちらにつきましては、「特定の個人が識別され、または識別され得るもの」という記載のところを、こちらも詳細な記載といたしまして、特定個人情報でもうたっておりますような、氏名、生年月日、文書、図画、先ほどの公文書の形式ですけれども、そちらのほうが、公開しないことができる公文書というものになっております。特定個人情報につきましては、公開しないことができる文書として、細かく規定されたものでございます。

それから、同じく9ページ下段のほうに、オという項目がございます。現行では、町長交際費の支出情報について開示するというところで、情報公開をもらって開示するということに

しておりますが、現在町長の交際費につきましては、ホームページ等でも公開し、透明性を図っております。このことから、公開しないという内容ではなく、もう既に公開しているので、削除というところにさせていただいております。

次のページ、10ページの(4)でございます。

現行では、国または他の地方公共団体という規定にとどまっておりますが、この実施機関と国以下細かな規定としております。独立行政法人であったり、他の地方公共団体等機関について、詳細な記載と変更をしております。

続きまして、第8条です。

12ページをお願いいたします。

新たに第8条の第3項といたしまして、公開請求に係る公文書等の公開決定の期間に、特例の延長を設ける記載をしております。これによりまして、期間内に公開を決定する以外に、延長また特例につきまして規定をしたものとなっております。全体の開示と分割での開示ができるというような内容となっております。

続きまして、15ページの第12条でございます。

情報公開審査会の規定をしております。現在審査委員につきましては7名をもって組織をしておりますが、各自治体5人以内というところを規定して、うちのほうでも、委員さん、今現在でも5人ということになっておりますので、実例に合わせて、5人という規定とさせていただいております。

以上、変更した箇所につきまして、御説明させていただきました。よろしくをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今説明願ったんですが、ちょっと理解しにくいところがありますんで、再度お聞きします。

8ページ、第6条、ここに、改正されます「次の各号のいずれかイチに」と読むんですか、「ヒトツニ」と読むんですか。数字で「1」と入っているんですが、これはどういうことを指すのか。それと、あと以下同様に、第11条も同じことがうたわれていますし、いろいろこういうことがありますんで、その理解の方法。

それと、ここに出ています委員5人以内に、7人から5人に改正するということなんですけど、今までから5人ですから、この規約だけを変えるという意味ですか。それをちょっと、もう一度説明をお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第6条であつたりの「いずれか1に」というところですが、「いずれかイツ」です。読み方といたしましては「イツ」なのですが、これは、法令執務の上で、こういう書き方というものになっております。現行といたしましては、「いずれかに」という書き方でしたが、今ほかの条例等、下記の項目のどれかに該当する場合はというところはこういう書き方をするようにという指導を受けております。

それから、続きまして、最後の第12条、委員5人ですが、今人権擁護委員さんであつたり弁護士さんであつたり、学識経験者に町から依頼しております。7名以内ということでしたので、5名で実際運用しておりましたので、実情に合わせて5名ということに変えさせていただきますのでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

もう一度聞きたいんですけども、第8条3項、公開請求に関する件ですが、公開請求があつた日から60日ということをやつておられます。これは受理した日から60日ですか。このところがちょっとわかりませんので、ここをもう一度簡単に説明してください。受けた日か。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 松本議員のおっしゃいますとおり、受理した日からとなります。受理した日から60日以内ということで、実施することになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ページ15、今言われた審査会の委員なんですけれども、旧のほうでは7人をもつてとなつていますが、先ほどの答弁では、7人以内となつていふうに言われました。今回の改正内容については、5人以内なので4人でも3人でもいいことになるというふうな認識になると思うんですけども、そのあたりは事実としてどうなのか、確認したいと思つてます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

委員7人をもってということで選定しておりますが、なかなか7名の委員さんがそろわない。人権擁護委員さん3名として、7名をさせていただいていたというところがございます。人権擁護委員さんは今3名いらっしゃいますが、代表といたしまして1名入っていただくという形で5名ということをご想定しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

5人以内ということと、5人をもってだと、意味が違うと思うんですね。そこは、どう認識されているのか。5人をきちっとそろえるというのと、5人よりも少なくてもいいですよというのとは違うと思うんですが、そこはどのような考えなのでしょう。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

うちのほうとしては、できるだけ5人にそろえたいと、委員に就任いただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

公開請求にかかわる公開の決定なんですが、やむを得ない場合ということで、今現在は30日間まで延長できると、加算できるというふうになっています。それが、60日を限度としてということで、約2カ月ほどの期間になるわけですけれども、やむを得ないということではありますけれども、大変これは長いんじゃないかと。存在している文書を公開するかどうかの決定ということに関して余りにもちょっと長過ぎるんじゃないかと。法律上は認められているとは思いますが、やはりこれは、住民に対しては、一步、公開の問題に対して後退しているんじゃないかというふうにご考えるわけですけれども、町長のお考えをお聞かせいただきたいんですが、ちょっと長過ぎるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回の公開条例につきましては、やはり国の法律に沿って改正をしていくものでございます。その中でも、大量であったり困難な事象である場合につきましては、やはり詳しく精査していく必要がある、そういう意味で、60日ということで制定をお願いしているわけでございます。そういうことでありますけれども、できるだけそういうことが

起こらないように、行政側としても努力して、そういう期間を短くしていかなければならぬ、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

12条の4項なんですけれども、今度変わりましたね、言葉の発言が。以前の学識経験を有する者から、すぐれた識見を有する者を町長が選ぶということになっているんですが、選ばれる基準は、どのようになっているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

今回表現が変わっております。松本議員がおっしゃったようにすぐれた識見というところになっておりますが、どういう方を対象かというところはございますが、うちのほうで、今まで委員さんに就任していただいたり、行政であったり、民間での知識のある方、そういう方をお願いしようと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

先ほどの説明はわかるんですけれども、私はそういう基準があるんですか、つくられているんですかということを知っているんですけれども。そのときばったりの判断でされるんじゃないかというように感じますよ。もしできていなかったら、つくるようによろしくをお願いします。以上です。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

基準というものは、特段町のほうで、行政経験何年であったりそういう基準というのは決めておりませんので、おっしゃいますように、ある程度の基準があればよりわかりやすいということもございますので、そこは、内部といたしまして、ある程度考慮していきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今の質問の件で、これを変更されるということは、それなりの理由があつて変更するんでしょう。今まで学識経験を有する人となつておつたのを、どういうことで、すぐれた見識を

有する者に、どういう理由で変更されたんですか。それがあって、その辺、何か。それがなかったら、今のような質問が出るんですよ。だから、学識経験者ではあかんと、すぐれた識見を有する人にしないとあかんという何か、あるんでしょう。それを説明してください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

記載上の表現ということもございますが、学識経験となりますと、例えば大学卒業、そういうふうなちょっと固定観念も入ってくるかと思いますが、そうじゃなく、広くいろんな意見をいただくということもございますので、そこらで、申しわけございません、法的といえますか、全体といたしまして、今こういうふうに切りかわるような表現がふえてきておりますので、うちのほうも、今回、すぐれた識見という表現に変えさせていただいたところなんです。

まだ、学識経験というところを記載しているものも、もちろんうちの町内にもありますし、他の自治体でも見受けられるんですが、だんだんこういうふうな表現に切りかわっていくということで、まず町のほうも表現をかえさせていただいたところになります。ちょっと曖昧な御返答で申しわけございませんが、条例の作成上、そういう御指導もいただきましたので、今回変えさせていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） そういう表現の仕方を変えていくという傾向にあるということやったら、全て今まで学識経験者となっているやつを、そういうふうに全部変えていかんとあかんと違いますか。それと、すぐれた識見を有する者というたら、どういう者かというのを、先ほど松本議員が言うたように、基準をつくっておかんと、どうしてこれを選ぶんですか。町長、これはどうして選ぶんですかとなってくるでしょう。だから、変更するんやったら変更するだけのちゃんと理由があるんやから、その理由に沿ったことで変えていってもらわんと、わかりませんやん、こんなの。そやから、そういう意見が出るんですよ。

これやったら、すぐれた識見を有する者と言うたら、どういう人を基準にそれが言えるのかというようなものをつくっておかんとわからへんと思いますけれども、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員おっしゃっていただいたこともそのとおりだと思いますので、松本議員からも御指摘もありました、西岡議員も御指摘いただきましたので、ある程度の基準も持っていきたいとは思っております。それから、今回、全て改正していく条文というのが洗い出しできておりませんでした。今後、順次内容等を改正するものが出てきたときに、上程させていただきたいと考えておりますので、御理解いただけたらありがたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今の答弁をいろいろ聞いて、例えば同じように、条項が条例に反する個人情報の審査会条例があります。ここでは、第3条で、審査会は委員7人をもって組織すると書いています。だから、先ほど向出議員が聞いたように5人以内とか、そういう曖昧な、5人以内やったら2人でも3人でもいいんですよ。例えばそういうふうに5人と言ったら5人と決めたほうが、いかがですか、先ほど向出議員もおっしゃっていたけれども。個人情報の審査会は、7人となっております。「以内」じゃないです。

そうして、今問題になっているすぐれた識見というのは、第4条で、個人情報審査会はそのようになっております、確かに。同じ文言となっております。ただ、これは平成17年の条例で、これが平成18年ですから、既に17年のときにこういう形になっていて、18年には学識経験者と。だから、その辺の整合性を今まで見られてこなかったのかどうか、ちょっと疑問に感じたので、そういうことを質問させていただきます。

だから、どうですか、5人以内じゃなしに、個人情報審査会は7人となっております。だから、その辺のところと、すぐれた識見というのを、通常は学識経験者という言葉。こういう場合はなかなか難しいんですよ、審査する場合は。やはり学識経験者のほうがいいんじゃないかと私は思いますけれども、私も経験した結果、我々も当時経験したのは、やっぱり学識経験者ですよ。どこがすぐれてどうこうというのはわからないけれども、大概の場合は、こういうものは学識経験者等になってはおりますけれども、ただ、個人情報を見れば、そのような形になってはおりますけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

まず、条例の内容につきましては、確かに整合がとれていないところがございます。個々の職員それぞれが条例をつくって、それを当時一括して確認するという作業もできていなかったと思いますので、今後そういうことのないように、今職員も、京都府の法制執務の研修

にはどんどん行ってもらって、各課で確認ができるような状態をつくっていかうと考えております。そういうところで、あっちの条例とこっちの条例が同じような内容なのに違うではないかというものも、今後改めていくというところを考えております。

先ほど向出議員からも御質問いただきました5名ですけれども、2人や3人では会議の成立ということにならないと思っておりますので、できるだけ5名選任をさせていただきたいと思っております。ただ、うちのほうが、どんどん、委員さん自体もなり手といえますか選任も難しくなってきました。7名全てそろえると言っても、委嘱をいたしましても、出席いただく委員さんが少ない会議もございます。7名で例えば半分しか出席いただけないような状態より、5名でほとんどの委員さんに出席していただくということもいいのかないということも考えさせていただきました。5名やから2名でもオーケーかということは全く考えておりません。5名でしたら5名、5名以内ですが5名に近いとか5名の選任をさせていただきたいと考えておりますので、御了解いただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

だから、先ほどから言っていますように、5人以内じゃなしに5人と決めたらいいんですよ。この条例がひとり歩きして、例えば10年後に、5名以内となっておるから、2人でも3人でもええじゃないかとなってくるでしょう。だから、一応5人と。個人情報でも7人ですよ。だから、この辺の整合性、先ほどちょっとおっしゃったけれども、以前私、蟻の目、鷹の目か言うたけれども、やはりこういう改正をするときは、いろんな事象を見て改正していただきたい。ばらばらですよ、これ、個人情報の審査会と。見れば。

これを5人にしてください。そうでないと、先ほど言ったように、10年後には、いろんな人が来て、5人以内とかになっているから2人でも3人でもええじゃないかと、条例というのはそんなものですよ。きちっと決めないとあきませんよ。「以内」とかあやふやな言葉はだめですよ。だから、その辺、どうですか、もう一度。これは本当に、「以内」じゃなしに、重要なことですよ。今はみんなわかっているからいいけれども、これが皆さん方おられなくて、この条例がひとり歩きして、5人以内になっているから、ほんなら2人でも3人でもええやないかとなってきた場合、どうなるんですか。だから、5人なら5人と決めてください。いずれ個人情報の審査会も、7人になっているけれども、それでは5人やったら5人に統一するとかしてください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員がおっしゃいました「5人以内をもって」ですが、5人の委員を選任するという  
ことで御理解いただきたいと思います。今後も2名や3名にならないように職員のほうには  
引き継いでいきますし、この条例の内規というもので、5名ということで決めさせていただ  
きたいと思います。

それから、ほかの条例との整合もございます。おっしゃっていただきました個人情報の委  
員が7名のままでございますので、そちらのほうも、情報公開とは密接な関係もございま  
すので、今後委員の数、それから文言の整理等につきましては順次進めさせていただき  
たいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほどの公開請求の決定に関してですけれども、法律は60日まで認めているとは思いま  
すけれども、なかなか精査をしたいということであれば、例えば90日、120日でもあつ  
たほうが、余裕があるわけですね。しかし、現行は30日でやってきたということで、本  
来なら、できる限り短い時間で公開の決定をできるように、体制づくりや仕組み、それを目  
指していくのが、本来の住民本位の開かれた町政というものだというふうに思うわけですね。  
それで、じゃ、今現状年間どれぐらい請求があつて、60日がないとかなり厳しいとい  
う状況にあるのか、そうじゃないのか、そのあたりも含めて再度答弁をいただきたいと思  
います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

第8条につきましては、第1項で、原則は15日以内です。速やかに15日以内で決定を  
するというのが原則と考えております。やむを得ない理由、先ほど町長もありましたように、  
災害が起こったり、それから文書の所在等もそうですが、やむを得ない理由によりまして  
60日を限度に延長するというふうに考えておりますので、延長期間60日いっぱい使わな  
くても、例えば15日延長で対処できる、30日延長で対処できるというふうな運用をした  
いと思っております。原則といたしましては、第1項にあるように15日と思っております。

それから、平成29年度で公開請求があつたのは3件だったと、すみません、ちょっとあ  
やふやなことで申しわけございません、3件だったと思います。1件につきましては、延長

が必要やった案件となっておりますので、これによりまして、延長可能やから全て延長するというのではなく、速やかに対応させていただきまして、理由によりましては延長決定ということで進めたいと思いますので、御回答させていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そうしますと、現行の30日というのは、かなり厳しい状況が今まであった、もしくは想定されているということなんでしょうか。30日でもできるのであれば、やはりできる限り、もちろん60日を認めても実際は努力して早くにとというのは、もちろんそれはそうだと思うんですけども、できない何か理由、60日じゃないと厳しい理由はあるんでしょうか。それは後退だと思うんです、長くなったというのは。延ばそうと思えばというか、そこまでは認められるということですから、そのあたりについて、現状としてどうなのか、どういうふうに考えているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

現状では、かなりぎりぎりの案件になっているものがありました。公開する文書量が多ければその分事務量がふえてきますので、そこで時間をとられてしまうというのがございましたので、30日を使った案件もございましたし、それが延長されるということは、事務の負担は軽減されると思っております。ただ、やはり公開請求された方の立場でいきますと、一日でも、できるだけ早い公開決定というものをしたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほどの話に戻りまして、審査会の委員なんですけれども、できる限り5人ということを通り返されていますけれども、やはり5人以内という規定というのは、4人でもいいと。5人そろえなくてもいいという意味合いなんですよね、規定としては。幾ら運用上は5人をするといっても、その意味は違っているということはあると思うんです。なので、5人をそろえる、5人であるということと、5人以内というのは違いがあるはずなんです。大倉議員が言われたように、将来的にかなり厳しいので、やっぱり4人でいこうかということも可能になってくるわけです。その違いというのがあるということは御認識いただきたいんですけども、その差というのは、5人は努力義務であるというふうに考えておられるのか、5人を何としてもそろえるという立場でいくのでは、やっぱり差があると思うんです。そこは、

もう一回答弁いただきたいというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

審査会の委員5人ですが、先ほども答弁させていただきましたように、5人をそろえるというところで現状おります。将来的にという御質問がありましたが、これから人口減少等どんどん減っていったら、委員になっていただく方がいらっしやらないような状態になったら4人ということもあるかもしれませんが、今現行で人権擁護委員さんであったり弁護士会からの御紹介であったり、それからいろんな、今選任させていただいている方の当て職というわけではございませんが、こういう方を選任しているというのがございますので、その方でできるだけ5人で運営していただけたらと思っております。人数が減っていった場合は会議の成立すらも難しくなっていきますので、5人は就任いただいた中で運営できるように進めたいと思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第35号、笠置町情報公開条例全部改正の件について、反対討論を行います。

公開の決定に当たっては、やむを得ない理由ということですが、60日まで限度として延長することができる。現行30日から後退した形になっています。事務員の少なさ、職員の少なさということはありませんけれども、その軽減を図るということもわかりますけれども、やはり30日以内に回答するという仕組みづくり、体制づくり、その姿勢を示すことが大事だと思います。現実にある情報について、公開をする、しないというものが約2カ月待たされるというのは、大変住民にとってはしんどい、住民サービスの後退だというふうに考えます。

以上をもって、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

原則15日というふうに決まっておりますので、その辺を加味すれば、行政の今の職員数の中で、15日頑張ればできるというものと、60日延ばさせてくださいというものがあって当たり前かなというふうな認識で僕はいました。

7人のものもあって、5人以内という表現がというあれなんですけれども、僕が行政側に1つ要望したいのは、ここからそういう質問等があるときは、人口推移、ここからどれだけ減っていくかというものも照らし合わせて答弁していただけたらもっとわかりやすいのかなと。本当にこれから先人口がどんどん減って行って、5人が4人になるときは、可能性としてはゼロじゃないと。そのときに、条例を巻き直すんじゃなくて、現行の条例でいけますよというふうにしたいという思いを込めて、これをつくりましたと。笠置町というのは、それだけ人口に対してもシビアな時期に入ってきていると、そういう危機感を持ちながら行政もやっていますみたいな表現ができれば、もっと腑に落ちたかもしれないと。だから、その辺は、もうちょっと資料をそろえて議会対策をしていただきたいと。

少ない中で皆さん努力しているのもわかりますんで、僕はそういう意味をもって、賛成討論に変えさせていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

議案第35号、笠置町情報公開条例全部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第35号、笠置町情報公開条例全部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩します。

休 憩 午前10時46分

再 開 午後 1時16分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 会計管理者から、諸般の都合のため欠席届が提出されていますので、報告します。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第6、議案第37から日程第9、発議第2号を先に審議したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第6、議案第37号から日程第9、発議第2号を先に審議することに決定しました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第6、議案第37号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第37号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億2,748万6,000円に、歳入歳出それぞれ978万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,727万5,000円とするものでございます。主な内容は、療養給付費など負担金及び退職者医療交付金の額の確定に伴う増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(由本好史君) 失礼をいたします。

それでは、議案第37号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明をさせていただきますので、7ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、18節備品購入費といたしまして、27万円の補正をお願いしております。内容につきましては、国保の都道府県化に伴いまして、国保事業情報システム、いわゆる国への療養給付費なり調整交付金を、今までは町から国へ直接報告していたものを、広域化によりまして、町から京都府へ報告するようにシステムを改修するソフトの購入費でございます。これによる財源につきましては、府の補助金を10分の10充当しております。

次に、12款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金で、23節償還金、利子及び割引料といたしまして、951万9,000円の補正をお願いしております。これは、

平成29年度療養給付費負担金及び退職医療交付金の精算による返還金の額の確定によるものでございます。一般分が930万290円、退職分が21万8,247円となっております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

6款府支出金、2項府補助金、1目府補助金、4節保険給付費等交付金、特別交付金で27万円の増額補正をお願いしております。先ほど歳出で説明をさせていただきました国保の都道府県化に伴う国保事業情報システムに係る補助金でございます。

次に、10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金で、951万9,000円の増額補正をお願いしております。こちらも、先ほど歳出で説明をさせていただきました平成29年度療養給付費負担金及び退職医療交付金の清算による返還金の財源充足分でございます。

以上、歳入歳出それぞれ978万9,000円を追加し、総額をそれぞれ2億3,727万5,000円としております。

これで、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第37号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算の件について、反対討論を行います。

都道府県単位化ということで進められている、そして、今回その関係のソフトの購入費ということで、計上がされています。この間、担当者の方等から、特別なメリットについては明確な形での説明はなく、あくまで、被保険者の少ない笠置町にとっては大きな保険、京都府単位になることによって安定するのではないかというような説明はありました。けれども、個別個別の、今までよりもよりしっかりとした医療が充実していく土台があるかという点については、明確なものはありませんでした。

ところが、一方で、こうしたシステム改修にかかわる費用は確実に負担が出てくると。今回は補助ということで出ていますけれども、そこまでして都道府県単位化をするメリットというのは、今の段階では明確にないのではないかという点、大変気なることを指摘をいたしまして、今回の補正については、反対といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第37号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第37号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第38号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第38号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額6,361万3,000円に、歳入歳出それぞれ154万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,516万2,000円とするものです。

主な提案内容は、歳入では歳出の増額に伴い、繰越金を増額しています。歳出では有市排水場等の機器の修繕による増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 議案第38号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算の件につきまして、御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

5款繰越金、繰越金につきましては、154万9,000円の補正をお願いしております。これにつきましては、歳出の増加に伴います不足財源分を繰越金で計上しております。

続いて、歳出の説明に移ります。

7ページをごらんください。

2款衛生費、上水道費、簡易水道施設費、11節需用費で154万9,000円の補正をお願いしております。

内容につきましては、有市排水場排水用加圧ポンプの修繕並びに飛鳥路浄水場活性炭ろ過器等の浄水装置の修繕料でございます。いずれも経年劣化等によりまして、取りかえ修繕が必要になったものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ154万9,000円を増額し、総額をそれぞれ6,516万2,000円としております。

これで、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第38号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第38号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第8、議案第39号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

議長（杉岡義信君） 議案第39号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ711万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,335万円とするものです。

提案内容は、過年度、国・府負担金の償還金確定によります増額補正でございます。よろ

しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

議案第39号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件につきまして、御説明申し上げます。

予算書の6ページ、7ページをごらんください。

まず、6ページ、歳入でございます。

提案理由にもございましたように、今回の補正は、償還金の補正でございます。その財源として、歳入で繰越金を充当しているところでございます。償還金の額が771万4,000円で、当初の計上額を差し引きました711万4,000円を繰越金で補正しております。

8ページ、歳出でございます。

当初60万円の補正に対し、711万4,000円を補正しまして、771万4,000円の償還金を額とさせていただいております。これは、介護給付費、地域支援事業給付費の29年度の額の確定によります償還金でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第39号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第39号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際10分間休憩します。

休 憩 午後1時34分

再 開 午後1時45分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第9、発議第2号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。坂本英人君。

6番（坂本英人君） 発議第2号、平成30年9月11日、提出者、坂本英人、賛成者、西岡良祐、西昭夫、田中良三、大倉博、松本俊清。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議（案）について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議（案）。

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて、圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、京都府における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、府内各地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。よって、笠置町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを、国、地元大阪市、経済界とともに積極的に推進していく。

以上、決議する。

平成30年9月11日、京都府笠置町議会。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

決議案に対して、質疑をさせていただきます。

お聞きしたいのは、この誘致活動が、いわゆるカジノも含むIRの推進と一体に進められているのではないかという点です。その点についての認識を、一つ伺いたいと思います。

それと、カジノですけれども、カジノというビジネスは、あくまでも他人の損失がなければ成立しないビジネスです。そのことも、カジノに対する認識も含めて、お聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

向出議員の質問にお答えします。

同じ舞洲の中で立地を予定している I R は、世界最高基準のエンターテインメントや M I C E 機能を提供し、国際拠点の成形を目指すもの。一方の万国博覧会は、「いのち輝く未来のデザイン」をテーマにし、人類共通の課題への解決策を開催国とともに作り上げ、世界に向けて発信するものであって、I R と万博は一切関連性のないものだと私は認識をしています。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

大阪府の万博基本構想（案）の中では、万博会場の隣接地にカジノを含む I R を誘致するとしていますし、松井知事は、成長の起爆剤として万博と I R の相乗効果を狙うというふうに言われています。また、大阪府大阪市、また関西経済連合会、関西経済同友会、大阪商工会議所で構成されています夢洲まちづくり構想検討委員会というのがありますけれども、そこが 6 月にまとめられた夢洲まちづくり構想でも、3 段階に分けて夢洲を整備する計画になっているわけですが、第 1 期では、I R の核となるカジノ等を誘致していくと、そして第 2 期に、大阪府が誘致を目指す万博の会場として整備をしていくということで、一連の、一体の連なったものというふうに検討委員会の構想ではなっています。なので、この万博の誘致活動が、結局はこうしたカジノの問題も含めて進められてしまう危険があるのではないかと、その点に関しては、きちっと認識を持たれて、カジノをどう思われているか回答がなかったですけれども、やはりこの点はきちっと認識をいただきたいと。

そして、やっぱりカジノ自身は、私自身の表明ですけれども、他人の不幸、他人の損失がなければ絶対成立しないビジネスという前提ですから、これが、万博の掲げる「いのち輝く未来社会のデザイン」ということと本当に見合うものになっているのか、その点は指摘をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） ただいまの向出議員の質問にお答えします。

カジノの認識ですけれども、日本にも公営ギャンブルはたくさんあります。依存性のことも心配されるんでしょうけれども、例えば公営ギャンブルに行っている方が、I R がもし大阪にできたとして、行かれて、新たに、じゃ、I R に行ったから依存症になったのかということ、明確には誰もと言えないことだと思います。

基本的に、大阪と笠置の距離感というのは、僕たちが今から多く携わるボルダリングとい

う競技者が大阪には多くいて、その発信の場が大阪にできるとなれば、笠置にとっても大きな有益になるとは考えられます。

あと、舞洲の位置の話がありましたか、自治体として、大きなお金を投下して今まで舞洲を埋め立てて、じゃ、次何をというときに、いろんな模索をするのは当たり前のことだと思います。現実、笠置もいこいの館の利用方法というのは大きく大きくみんなが議論することですし、なるべく負の遺産はつくりたくないというのが行政団体の思いではあると思います。その中で出てきたものが今回の計画だとは思いますが。ただ、やっぱり他府県の自治体のことなんで、大きくは笠置町の議会がどうのこうの言えることはないと思うんですよ。そもそも I Rについても、北海道でもそうですし和歌山県でも、立候補地としては手を挙げていると思うんですよ。和歌山県は手を下げたんですかね。ですので、大阪に決まったというものはないと。ただ、その入り口としての万博、未来に対する期待値というのを、大阪万博で東京オリンピックの後牽引したいという思いに自治体として乗れる、賛同できるというのは、僕は名誉なことだと思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

発議第2号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議（案）について、反対討論を行います。

先ほどの質疑の中でも触れましたけれども、この構想が、カジノを含む I R の推進と一体であることは大阪知事の発言からも、また関係団体のつくっている夢洲まちづくり構想検討委員会の構想でも明らかであります。カジノは、あくまでも人の不幸、損失を前提として成立するビジネスです。これが、万博のテーマに掲げる「いのち輝く未来社会のデザイン」と相入れないのは明らかではないでしょうか。

以上を反対理由として、討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。発議第2号、2025年国際博覧会の誘致に関する決

議は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、発議第2号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議は、原案のとおり可決されました。

この際10分間休憩します。

休 憩 午後1時57分

再 開 午後2時07分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案第36号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第36号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額14億7,829万7,000円に、歳入歳出それぞれ3,385万9,000円を増額し、歳入歳出総額を15億1,215万6,000円とするものでございます。

主な内容は、地方創生推進交付金にかかわる事業費1,477万円、グリーンモビリティ実証実験委託120万1,000円、笠置いこいの館厨房機器の購入等1,293万7,000円、くみ上げポンプセンサーの修理費に237万6,000円などを計上しております。

財源といたしましては、国庫及び府支出金等を充当しております。御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第36号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件について、説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出予算について、説明させていただきます。まず、歳入歳出の前に、申しわけございません、5ページをお願いいたしますと思います。第2表で、継続費の補正を計上しております。下段の廃止となるほうですが、当初予算で

民生費、社会福祉費の中で、子ども・子育て支援計画の策定業務を661万1,000円総額で、30年度事業、31年度の継続事業として計上しておりましたが、項の項目を児童福祉費に切りかえるため、社会福祉費を廃止といたしまして、追加といたしまして児童福祉費の項目で計上いたしております。今回、この事業費の総額が確定いたしましたので、あわせて事業費総額の補正も実施しております。年度につきましては、30、31年の継続となっておりますが、年割額のほうも、補正をさせていただいております。

継続費補正につきましては、以上の説明とさせていただきます。

続きまして、10ページの歳入のほうから説明させていただきます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で、4,400万円を増額補正しております。普通交付税の額が確定してきましたので、その分を予算計上させていただいております。

12款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料では、1万8,000円を計上し、今年度更新となります屋外広告物の許可申請の手数を計上させていただいております。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金に係る事業費の2分の1の額738万5,000円を増額補正とさせていただきます。

14款府支出金、2項府補助金、1目民生費府補助金は、システム改修に係るものですが、歳出のほうで担当課のほうから御説明させていただきます。これは、10分の10の補助となっております。

続きまして、6目商工費府補助金、60万円の補正を計上しております。

観光費府補助金といたしまして、グリーンモビリティの実証実験に関する経費が、もう一つの京都ステップアップ推進事業ということの補助事業になりますので、60万円を計上いたしております。

同じく府支出金ですが、3項委託金といたしまして、商工費委託金で20万8,000円を計上しております。東海自然歩道の管理委託経費が増額で委託されることになりましたので、今回計上させていただいたものでございます。

12款財産収入、1項財産運用収入、2目財産貸し付け収入につきましては、デイサービスの施設利用の貸し付け料といたしまして、見直しが行われましたので、114万円の減額補正となっております。

17款繰入金、1項基金繰入金では、財政調整基金繰入金として、減額の3,200万円、ふるさと基金繰入金といたしまして、1,377万9,000円を計上いたしております。

財政調整基金繰入金の減額は、地方交付税の増額交付があったりしたもので、財源不足として計上しておりました1億3,200万円から3,200万円を減額したものでございます。ふるさと基金繰入金につきましては、いこいの館の事業関係で、基金からの繰入金を計上いたしております。

18款繰越金、前年度繰越金といたしまして、147万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、財源留保しておりますが、今回の財源不足となります147万3,000円だけ計上させていただいております。

12款諸収入、3項雑入、2目雑入では、消防団の退職報償金を計上いたしております。途中退団がございましたので、その分を追加で計上させていただきました。20万4,000円となっております。

20款町債につきましては、臨時財政対策債といたしまして、減額の129万2,000円、これは、臨財債の交付額が決まってきましたので、減額したものでございます。

12ページに移りまして、同じく町債で、総務債です。こちらは、緊急防災・減災事業債の充当が確定しましたので、補正額といたしまして、歳入を30万円計上させていただいております。

歳入については、以上となります。

続きまして、総務財政課所管の歳出について、説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、総額506万円の増額補正となっております。

1節の報償費でございますが、後ほど出てきます消防費で、使用料の計上と合わせてになりますが、平成26年度から、土地の相続関係で借用しております土地の借り上げ等につきまして、今回和解が成立いたしましたので、その報酬といたしまして、弁護士費用を計上させていただきます。

3節の職員手当につきましては、災害時の出勤手当、当初予算では50万円を計上させていただきましたが、7月、8月、それから直近では9月4日の台風時に、職員が多数出勤しております。その分の出勤手当が、見込みといたしまして不足が生じてきますので、今回補正予算で上げさせていただきました。

13節委託料の237万6,000円の制度改正支援業務につきましては、平成32年度

から国のほうで導入されます会計年度職員の支援業務、洗い出しであったり条例改正であったりという支援業務をお願いするところの委託料となっております。

負担金補助及び交付金は、TRY-Xシステム負担金105万6,000円は、戸籍の電算化に伴います基幹システムの改修負担金となっております。

まちづくり事業補助金は、100万円計上させていただいております。こちら、6月議会のほうでも増額計上させていただいたところですが、各地区で実施いただいております公民館、集会所等の改修であったり、移動水路等の整備に本年度から事業枠を拡大いたしましたので、各地区で取り組んでいただく事業がふえております。その関係で、新たに事業を実施していただく交付申請がございましたので、100万円を計上させていただきました。

続いて、財産管理の役務費ですが、14万7,000円といたしまして、点検手数料として計上させていただいております。空調整備等の事前点検を実施するために、壊れる前の事前点検の手数料といたしまして計上させていただいたものでございます。

企画費の中で、旅費47万円、需用費の中で、消耗品、燃料費、光熱水費につきましては、平成29年度から笠置町で活動いただいております未来づくりセンターの職員の視察等の旅費、また事務費等を計上させていただいております。これは、3町村共通で経費計上をさせていただいております。

続いて、少し飛びまして、15ページをお願いいたします。

15ページ下段の8款消防費、非常備消防費で、100万7,000円を計上いたしております。まず、報酬といたしましては、消防団員の増員がありまして、その不足分を計上いたしましたものでございます。報償費につきましては、歳入のほうでも御説明いたしましたが、中途退団者がございましたので、1名分20万4,000円を計上いたしております。

使用料及び賃借料80万円につきましては、一般管理のほうで弁護士費用として計上させていただいておりますが、平成26年度から未払いであった、本年度を含めまして5年分の100万円が和解の条件となっております。未払い分でありましたので、今回過去の4年分の80万円をここで計上させていただいております。

以上、総務財政課所管のものについて、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課に係ります歳出予算につきまして、御説明申し上げます。

ページにつきましては、13ページの総務費、総務管理、一般管理費の19節の中に、説

明の中で、TRY-Xシステム負担金105万6,000円が補正されております。この中には、先ほど歳入で説明がありました府支出金のほうで、10ページでございますが、10ページの下から2段目に、府支出金、府補助金、民生費府補助金、老人福祉費補助金、システム改修32万4,000円というのがございますが、これは老人医療の高額医療の改正に伴いますシステム改修でございます。これが、今歳出で言いましたTRY-Xシステム負担金に充当しているというふうな形で御理解をお願いします。

それでは、14ページをお願いいたします。

中段の民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で2万9,000円の増額補正をお願いしているところでございます。内容は、需用費で1万円、車椅子の方が危ないところ、滑りそうなところ、あるいは坂で補助するときに、やはり安全性を保つためにはロープが要るだろうということで、坂道等のロープとザイルというんですか、それとカラビナを3セット購入させていただきます。

それから、19節負担金補助及び交付金では、相楽圏域で運営しております相楽療育教室のブロック塀の改修が必要になりましたので、その分の笠置町の負担分金1万9,000円でございます。

それから、14ページの下段、老人福祉施設費201万円を減額しております。内容は、19節負担金補助及び交付金、デイサービスセンター共益費225万円の減額となっております。当初、デイサービスの伊左治先生との協議の中で、当初は今までどおりの月40万円という共益費でございましたが、3年目の見直し、あるいは電気メーター、水道メーターの付設に伴いまして見直しを行った結果による減額でございます。当初は366万円、225万円に予算額的には修正するものでございます。

それから、15ページにまいりまして、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費で32万6,000円の減額をお願いしているところでございます。1節の報酬につきましては、現在業務を開始いたしました子ども・子育て支援計画の、これは継続事業でございます。本年度、来年度の事業として、本年度は、まずはニーズ調査をやるというふうなところでございまして、アンケートの結果が出るわけでございます。その結果を踏まえて来年度策定するわけでございますが、まず本年度2月、3月をめどに、その報告と検討を、一回会議を持たせていただくということでございます。

それから、旅費でございますが、現在運営しております放課後児童クラブにつきまして、制度改正によりまして、学童の支援員の研修が必須となりました。研修のめどがつけました

ので、1名の旅費を計上しております。

それから、需用費でございます。スマイルセンターの光熱水費につきまして、実績で70万円少々上がっているわけでございますが、当初計上した額が、42万円ほど減額して見込んでおったわけでございますが、学童が移設した関係で、ちょっと多く減額し過ぎたきらいがございます。実績あわせで20万2,000円を増額補正させていただいているところでございます。

修繕料につきましては、マンホールの劣化による取りかえでございます。

役務費につきましては、子ども・子育て計画の通信運搬費でございます。1万7,000円。

それから、委託料につきましては、請負減によります62万7,000円の減額でございます。

保健福祉課からは、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 失礼いたします。

商工観光課が所管いたします補正予算の御説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、11節需用費の中で、修繕料26万4,000円を計上させていただいております。内訳といたしまして、いこいの館厨房設備の修繕費といたしまして26万8,000円、あと温泉のくみ上げセンサーの取りかえ修繕といたしまして23万7,000円を計上させていただいております。温泉のくみ上げセンサーにつきましては、地表約400メートルのところに水位を測定するセンサーを今入れております。そのセンサーがお湯がくみ上がってくるのを感知いたしまして、くみ上げポンプが作動し、温泉をくみ上げる。くみ上げまして、貯水槽のタンクに温泉を入れるという仕組みになっております。

現在、その温泉のくみ上げの、くみ上がった温泉を感知するセンサーが壊れておりますので、温泉のくみ上げポンプ自体は問題ございませんが、温泉をくみ上げることができておりません。そのため、今回くみ上げのセンサーを修繕させていただくということで、23万7,000円を計上させていただいております。

続きまして、13節委託料で、700万円を計上させていただいております。笠置蘇り物語400万円を計上させていただいております。いこいの館1階、コミュニティースペース

に、スポーツ観光の案内を特化した機能を、1階のスペースにスポーツ観光の案内場所を整備するというものがございます。

次に、京都や奈良市内などのホテルと提携いたしまして、そちらのほうに宿泊されている外国人旅行客の方に対しまして、笠置町に来ていただくツアーを造成し、魅力ある観光地としての認知度を高め、今後笠置町の観光客の数、また観光消費額の増加を目的とする事業でございます。

同じく13節委託料、コミュニティ創造事業300万円を計上させていただいております。多種多様なスポーツアクティビティが楽しめる環境の中心にありますいこいの館の立地を最大限に生かしまして、厚生労働省の温泉利用プログラム型健康増進施設の認定を受け、スポーツ、健康づくりの活動拠点として機能を充実させ、ボルダリングなどのスポーツ、また健康チェックなどを連携させて、入館者また笠置町にお越しになられる方々の増加を目指すとともに、町民の皆様の健康づくりにも積極的に活用していきます。

以上上記2事業とも、地方創生推進交付金の事業となりまして、今年度が最終年度の事業でございます。

続きまして、15節工事請負費、高度情報ネットワーク整備工事費で32万円を計上させていただいております。移住・定住プラザなどの交流拠点施設内でのインターネット環境を活用できる整備費でございます。

続きまして、18節備品購入費1,293万7,000円を計上させていただいております。いこいの館厨房設備の現在壊れている設備の購入の入れかえ作業で1,000万2,000円、同じくいこいの館の館内で使用しておりますレジスターの購入事業で93万7,000円、同じくスポーツ観光の案内拠点として整備いたします備品で80万円を増額させていただいております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金325万円を計上させていただいております。まず1つ目、サテライトオフィスの誘致から広がる持続可能な地域づくり事業といたしまして、25万円を計上させていただいております。事業内容につきましては、相楽東部未来づくりセンターが主体的に、京都府笠置町、和束町、南山城村の連携事業として、3町村をめぐりますサテライトオフィスツアー、また人材誘致や移住の促進ツアー、そしてこれら施設に企業を誘致するためのパンフレット作成事業として、25万円を計上させていただいております。

続きまして、活動補助費300万円。内容でございますが、笠置町の課題であります人口

減少、高齢化と経済の弱体化を克服するため、笠置町の歴史、文化、自然といった数々の魅力に共感し、笠置町の地域課題の解決に資するため、社会経験、人生経験豊富な、知恵やノウハウを豊富に有する方が牽引者となり、町内外の方々が共同で、これら文化、スポーツ、起業等の多様な活動を笠置町で展開する取り組みの支援といたしまして、300万円を増額計上させていただいております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、13節委託料126万6,000円を計上させていただいております。東海自然歩道管理委託料5万4,000円を計上させていただいております。当初31万2,000円で京都府と委託契約を締結しておりましたが、今回400平米の範囲が新たに追加されたことによりまして、増額補正させていただいております。

同じく、公園清掃委託維持管理料として1万1,000円を計上させていただいております。

続きまして、グリーンモビリティ実証実験委託120万1,000円を計上させていただいております。この事業につきましては、京都府との共同事業といたしまして、笠置町の観光施策の課題であります2次交通の有効性を検討するに当たり、町内の観光資源をめぐる新たな移動手段として、また町民、町内事業者等の方々の移動手段として多様な利用方を検討する実証実験を、本年11月中旬から約3カ月間、いこいの館を発着点といたしまして実施し、利用者の方々、また利用する車に備えつけられておりますデータなど結果を分析し、今後町内における移動手段方策につなげます。

なお、本事業の運営につきましては、いこいの館指定管理業者様をお願いいたします。

次に、19節負担金補助及び交付金に113万4,000円を計上しております。こちらの事業につきましても、相楽東部未来づくりセンターが主体的に、京都府笠置町、和東町、南山城村の連携事業として、3町村のそれぞれ川という水辺に着目し、川を活用したアクティブスポーツの推進やスポーツ観光を組み合わせた商品造成に取り組み、相楽東部の周遊性を向上し、交流人口、観光消費額の増額を目指すためのファミトリップやイベントの開催費用でございます。

なお、こちらにつきましては、3月上旬をめどに、笠置町内では河川を利用した河川敷のボルダリング、また南山城村ではダムサイト、和東町につきましても同じく川を利用したイベント、それぞれ3町村におきまして事業を展開してく、こういった計画になっております。

以上が、商工観光課が所管いたします事業の補正内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君）　5番、大倉です。

まず、15ページのグリーンモビリティ、この件なんですけれども、先日美山町のほうの資料をいただきましたけれども、恐らくこれは平たんな道だと思うんですよ。笠置町で、先ほどお聞きしましたけれども、南笠置のエリアということなんですけれども、笠置町で歴史とかあるところと言ったら、笠置山しかないんですよ。これを走らせて、どこに行ける場所があるんですか。ここらやったらいろいろな場所が書いていますね、これ、いただいたら。笠置山以外にどこがあるんですか。

それと、駐車場の問題です。これなんかは、美山のほうの駐車場も、ちゃんと指定場所とか印をつけております。笠置町で駐車できる場所はあるんですか。いこいの館は当然拠点としてありますけれども、まず見る場所、駐車場、そして一番問題なのは、笠置山へ行く場合は、過疎債のこの本でも書いていますように、もちろんみんな御存じですけれども、一遍読みますけれども、「名勝笠置山山頂に通じる唯一の道路であるが、全幅員が狭小で——要するに急に曲がる場所とか、「離合もできない困難な道路」と書いてあるんですよ。こんなところでこの1人乗りの車を走らせて、対向とかあったらどうなるのか。そして、来年笠置山線ができた場合に、車の往来も多くなると思います。私の家の前のほうでも、今ゴルフ場へ行く車が物すごい飛ばすんですよ。大型単車もよく通っています。こういう狭い道のところで、これを、本当にエリアが広くて、観光として見る場所があればいいんですよ。笠置山以外に観光エリアとか、美山のように、どこがあるんですか。だから、こんなことは、ハイキングに来られた方は大概こんなの乗らないと思うんですよ。なぜ、こういうことをされるのか私にはちょっとわかりませんが。

それと、将来的に3カ月ということなんですけれども、相楽広域バスを走らせて、何年前に。これも実証実験をやって、ちょっと違うかわかりませんが、ほとんど乗っていないのに今も走っているわけですよ、3カ町村で1,500万円ほどの予算で。これも、本当に人が乗っていないのに、実験やったときに乗っていないから、何でやってすぐにそんなことに移行するのかと思って。心配するのは、3カ月間実証をやって満杯やったとか言われたらいいけれども、誰も乗らんと、これでまた4月から正規に予算をつけるとなれば、本当に心配するわけですよ。心配することばかりなんですけれども、だから、今3点ほど言いました

けれども、その点について、答弁願えますか。

議長（杉岡義信君） 今言うたやつを答弁するわけやな。商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、どこの場所でこの車が活用できるのかというところが1点。また道が狭小、狭い、そのあたりの安全性はどうかといったところが1点。今後、この実証実験を受けて、どのように活用していくのか、後世にまた負の遺産と申しますか、何か残していかないのかというところが1点という内容であったかと思えます。

まず、この車につきましては、笠置町は道が狭いからなかなか交通で町内に広がることできない、また2次交通という面で、JRで来られました方々が、笠置町内で、先ほどおっしゃいました笠置山のほか、飛鳥路とか伊賀の街道筋とかいろいろな場所に広がっております。今回の実証実験につきましては、エリアを限定といたしまして、3カ月の利用の中で、本当に安全性かどうか、今議員が御心配していただきました安全性であるかどうか、そのところが一番の実証の結果と考えております。また、利用率につきましても、今回は7台の車を配置いたしますが、今後この車が活用方策があるのであれば、町内、例えば駅前とかの場所にも配置いたしまして、できるだけ多くの場所で、多くの人々に使ってもらえる、そのような方策を考えております。

今回、もみじのシーズンから約3カ月間という実証実験の期間であります。その結果が、本当に利用率が少ない、また使い勝手が悪い、今回の車につきましては1人乗りの車でございます。その1人乗りが、利用率があっても1人乗りの車はなかなか不便だということであれば、この事業を続けていく中で、2人乗りということも考えられます。今回の事業の中で、あらゆる笠置町の中で、使える点、また使えない点というものを3カ月の中で洗い出していくという思いで、観光客の方以外にも、住民の方々、また町内を主な移動距離として考えておられる事業所の方々に、できるだけ積極的に活用していただけるように、事業に取り組んでまいります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） ちょっと駐車場の関係を答弁もらっていない。

議長（杉岡義信君） 駐車場と、車はどうするのですか。広域バスのことも言うてもらわんと。

5番（大倉 博君） ほかに駐車場。

商工観光課長（小林慶純君） すみません、失礼いたしました。

駐車場の件でございますが、こちら、議員お持ちのパンフレットは、南丹市さんがモビリ

ティ用につくられた地図で、駐車場を指定されているかと思います。もちろん、今回の実証実験で使う車両につきましても普通自動車免許が必要な車で、免許をお持ちの方しか乗れないということです。もちろん違法駐車とかはできませんので、使える場所としては、現在の町内の駐車場。観光の場合、現在の駐車場を利用して車をとめる。ただ、町内で周遊する場合は、その車を使っていただいて周遊していただき、指定の駐車場にとめていただく、そういうふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町内の方も乗るとおっしゃったけれども、巡回バスとか、社協の方は、社協でいろんな送り迎えもやっておられます。そんな関係とは、また別になるんですか。

それと、これをやって、費用対効果、この前聞きましたら1台100万円から150万円とおっしゃったけれども、費用対効果の関係。そして、管理委託は指定管理者の方にやっていただくとういことで今さっき言われました。この場合は、一般社団法人の観光協会の方がやってと、もらったところに書いております。指定管理者の方は、今のところあともう1年半で終わりですよ。例えば観光協会とかまちづくり会社とかそういったところに、もしするんやったらやられたほうがいいのと違いますか。何でしっかりした管理会社とか管理するところを指定されないんですか。笠置やったら観光協会、笠置まちづくり株式会社かな。そういった問題とか、何でやられないんですか。ここらは、ちゃんとしっかりしたプランとか持ってやっております。

そして、もう一点、この一年か、二、三年前に、地方創生で電動自転車がありました。あれを私はいこいの館で何台か見ました。電動自転車で笠置山とか町内を走るとおっしゃったけれども、いまだに見たことないですよ。その料金設定とか、何もないんです。あれはどうなっているんですか。その辺のところ。いや、町民の方もおっしゃっているんですよ、あの電動自転車はどうかということも。私も産業会館で見ましたので、そういった声をお聞きしたんで、どうかなと思って。あのとき、電動自転車も実験も何もやらんと購入されたと思いますけれども、何も動いていないんですよ。だから、その辺のところと今の車との関係はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） ちょっと待って。

大倉君、あそこも多分いけると思うとか、気をつけて言ってください。小林君。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、管理というところでございますが、今回3カ月間の実証実験でございます。今後この車を活用するかどうか、またそうなった場合に、議員おっしゃったように管理先をどこにするか、その部分をまた検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、電動自転車の件ですが、駅ステーションや、またまちづくり会社のほうに配備というか、置きまして、利用につなげていきたいというお声を今聞いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

議長（杉岡義信君） 大倉君、ちょっともう一回、この1点、この1点と組み立てて、どろどろといくだけに、どれを。

5番（大倉 博君） 3遍しかないから。

議長（杉岡義信君） わかった。それで、それを答弁させるようにしないことには。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

やはり先ほど言いましたように、本当にエリアが少ないんですよ。それと、今電動自転車は、どこと言いましたか。まちづくり会社に委託するんですか。自転車は、もうそこへ持っていつているんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の質問並びに先ほどの担当課長の答弁を少し補足をさせていただき、答弁させていただきたいと思っております。

実証実験は、拠点としてはいこいの館を使わせていただき、主にいこいの館の指定管理者にもお世話になりますが、実証実験に参加するグループとして、当然観光笠置でありますとか、まちづくり会社でありますとか、相楽東部未来づくりセンター、京都府、そして民間企業、そういったところが入って、組織として検討していくというふうにさせていただきたいと思っております。

それから、電動自転車の件に関しましては、既に、これは地方創生関連事業の交付金の趣旨に沿って、事業主体のほうが適切に活用されるということを知っておりますので、具体的に、どこどこにどういう形で配置というふうなことは、私どもとしてはまだ承っておりません。しかるべき時期に、恐らく交付金の趣旨に沿った形で活用されることを期待し、また指導してまいりたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今、副町長、どこに委託しているか言えへんとか何か、言わはりましたわね。これを委託しているところは言えませんとか言わはりましたわね。これの管理料とか発生しているんですか、電動自転車の。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

電動自転車に関しましては、既に、これは民間の団体に自走していただく、つまりみずから事業としてやっていただくという段階に移行しておりますので、町が何かしらの負担をして管理するとか、事業化するというふうな内容のものではございませんので、そういうふうなことで今進んでいるということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 管理料は。

なかつたらないと言うてやらな。

副町長（青柳良明君） 先ほどの質問の答えのフォローでございますけれども、民間の団体のほうで、自転車の所有、もう既にその団体が持っている自転車でございます。そして、事業化するのもその団体がみずから事業化されておられますので、町にそのお金がかかってくるということは今の段階では全くございません。既に地方創生関連事業として、その自転車を取得され、交付金の趣旨に沿って、その地域の団体が事業として使われるということで、事業の内容がそうになっておりますので、町として何か管理料が必要であるとか、そういった内容のことにはなっておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

グリーンモビリティをちょっとお伺いしたいんですけれども、この事業は、まだ何も決まっていない事業だという認識でいいのかということと、プロポーザルとかではなく、まちがイニシアチブを握って各種団体を決め、やっていくのか。どう進めていくのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の質問にお答えさせていただきます。

まちがイニシアチブをとってさせていただきます。ただし、この実証実験に関しましては、以前に愛知県のほうで実際に実証実験が行われたという実績がございます。実績を持っておられるところに対して、実はシステムであるとかデータ等を活用させていただく意味で事業の委託はさせていただきますが、主導権は町がとらせていただき、そして参加いただく各種

団体、組織等に関しましても、町のほうでイニシアチブをとらせていただき、こういう団体、こういう組織に参加をいただきたいということで、多くの方々の参加、そして評価がいただけるようにさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

もみじの時期ぐらいからおっしゃったかと思うんですけども、その時期は、また鍋も絡んでくるじゃないですか。行政がイニシアチブを握るということは、すごい人間もタイトになってくるかと思うんですけども、本当に業務として回るんですか。よそのシステムを借りてきてやりますから、業務が負担軽減されているんですというところまではわかるんですけども、なかなか本当に商業ベースまで考えられるのかという不安は残りますけれども、どうお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま坂本議員の質問にお答えさせていただきます。

御懸念いただいている点というのは、大変私もそうならないようにしなければならないと思っております。イニシアチブをとるということは、どっぷりその業務にはまり込んで動き回らなければならないということではなく、管理をしていくということだと考えております。したがって、管理をしていく段階で、マネジメントをしていくということに関しまして、いろいろな団体に対して、私どものほうをお願いをし、動いていただき、そしてそれを集約するというようなことはあろうかと思っておりますけれども、動き回り、走り回り、観光シーズン、ハイシーズンにおいて、ほかの業務が停滞するということがないように、十分その辺は配慮させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

副町長がおっしゃられることはよくわかるんですけども、今日は9月14日ということは、あと1カ月半ぐらいで、120万円の使い方をもう大方決めていかなあかんわけで、今から各種団体に声をかけ、じゃ、その人たちは、またボランティアで参加するのか。笠置町はいつもボランティアで参加する。でも、予算は何がしかついていると。だから、笠置の人はお金に関心がなくなるんですよ。もうちょっと、ちゃんと笠置はもうかるところなんやというのを各種団体にもやっぱり伝えないといけないと思うんですよ。常に笠置の人が何かイベントに出たら、ボランティアなんですよ。でも、みんな時間は有効で無限ではないんです

よ。それは笠置町だからできることなのかもしれませんが、予算がこうやってきっちり決まって、行政がイニシアチブを握るのであれば、やっぱり手伝ってくれている人に足代ぐらいのものがいいのかとか、そういうことまで検討しないといけないと思うんですよ。その辺も加味して、スケジューリングが物すごくタイトだと。また、これ、先ほどの電動自転車と同じように、あれはどうなったんや、これはどうなったんやというお粗末な結果に終わらないように、しっかりと計画を立てて、また次の議運のときにでも報告いただけるような形をつくっていただいて、検討していただきたいと思います。これで終わります。

議長（杉岡義信君） 答弁は要りませんか。

ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

私も坂本議員と関連した質問をしたいんですけども、ここに、いろいろの間から調書とかいただいてやっている中で、地方創生絡みの関連のやつ、たくさん今商工観光課長が説明したやつがありますけれども、私も監査員としての立場からも言わせてもらいたいんですけども、同じなんです。やるだけ、やるだけやというのやったら、今まで何年とやってきたけれども、全部それで終わっています。それやったらできるでしょう。

今も、これ3件も4件もありますけれども、これをほとんど委託でやらせていくんやないかなと思うんですよ。どういう委託契約されるのか。そうでないと、28年度のように、やったけれども、どういうところへ使われて、ちゃんとそれは回っているかと。先ほど電動自転車の話も出ていましたけれども、ああいう結果になるんですよ。だから、その辺をもうちょっとちゃんと企画していただいて、これ、行政がイニシアチブを持ってやっていくという先ほど説明がありましたけれども、そのとおりにしてもらえたらいいですよ。ところが、私たちが見ている中では、商工観光課、ちょっとお手上げですよ、本当。もうちょっと体制を強化してやるなり、何とかせんと。これ、今もあと1カ月しかないと言うているし、あとコミュニティ創造事業とか、そんなのも全部あるけれども、委託するにしても、どういうことをやってくれということで、ちゃんとした委託仕様書というものができていなかったら、また28年度の二の舞を踏むことになるんですよ。その辺を私は強く提言しておきたいと思います。そやから、もう少し商工観光課の体制を本当に見直してやらんと、このままで進んでいったら、また同じことをやらんならんようになりますよ、これ。30年度の監査なんかも、またそれを踏まえて、厳しく見させてもらいます。そういうことで、ちょっと体制の面について、町長もどういうふうに感じているのか。今の商工観光課のやり方で問題ないと思って

いるのかどうか、その辺、ちょっと答弁ください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西岡議員の質問にお答えいたします。

1点目でございます。28年度は、本当にボリュームいっぱい創生事業をさせていただきました。その中に、委託事業もたくさんあったわけでございます。その中でも、成果があったもの、本当に成果が見られなかったもの、そういうものもございました。そういうことを踏まえまして、これから委託していくことにつきましても、しっかりとした仕様書をつくって、きちんとした委託をしていきたい、そのように考えております。

商工観光課の体制につきましても、どうなんやということなんですけれども、課長を初め、課員の方、本当に一生懸命やっただいております。こういう中で地方創生の仕事やイベントの事業なども多々ありまして、本当に忙しいといいますが、そのような日課を過ごしていただいております。その辺は、課長、課員、一回話を聞きまして、非常勤の職員とかがどうしても必要だと、そういう判断をいたしましたら、そこら辺にまた補充をしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この地方創生の事業、当初プロジェクトチームまで発足させてやっておられたわけですよ。それを1年で解散してしまっている。結局回っているのは、商工観光課が一手に引き受けて、それも、商工観光課の課長が一人で握ってやっているわけですよ。そやから、ほかの者もわからんというようなことになってきているんですよ。プロジェクトチームをせっかくつくってやりかけたんやから、そこで連携をとってやっていかんと、今盛んに監査の報告なんかでは、課長会議を月に2回ほど開いて横断的な連携をとってやっているというような報告になっていますけれども、それでは何か回っていないように思うんですよ。

そやから、地方創生が、もうあと来年度1年で終わるんですから、仕上げの年に入っていくんやから、そこら、毎回言うておるPDCAをちゃんと回してもらって、そういう組織が弱体しているなら、そこを強化するとか、そういう手を打っていかんと、やって、やるだけで、金は予算がついて、使うだけですやん、これ。あと一つも残ってこない。今ずっと見ていて、つむぎてらすだけですやん、ちゃんと動いて、忙しくしているのは。その辺、もうちょっと考え直してください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方創生事業、いよいよ総仕上げの段階になってきました。創生委員会のほうでも、PDCAをしっかりと評価をしていただきながら、どういう事業に取り組みれば結果が出るのか、その選択と集中ということで今回も予算計上をさせていただきました。その執行方法につきましても、監査でも28年度の取り組み等大変いろいろと御指摘もいただいたところがございます。プロジェクトチームを発足させるかどうかに関しましては、これは、まだ庁内の中の協力体制というところで、いろいろ工夫ができるところは多々ございます。例えばCCR事業に関しましては、保健福祉と商工との間で共感をして実施していくというような流れにもなっておりますので、可能な限り全庁体制並びに外にある庁内の団体、例えば社会福祉協議会、それから商工会、観光笠置、まちづくり会社、そういったところと役割分担をさせていただく。また雇用創造協議会もできましたので、事業の内容が雇用創造協議会のほうに非常に近いものがあるということであれば、そちらのほうの事業と上手に抱き合わせてやる方法も考えていきたいと思っております。

商工観光課一人が動き回り、ばたばたするという状況がないように、私もしっかりと管理をさせていただきたいと思っております。ぜひ、仕上げの年に関し、成果を出し、そして、それが笠置町の未来につながっていくように頑張ってもらいたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

補正予算にいろいろ出て、いろいろ問題があるんですけども、なぜもっと根本的に議員さん等に説明されないんですか。なぜ疑問がありながらこういう形でやられるのか、非常に疑問を感じるんですけども。

ただ、そこで一つお聞きするんですけども、いこいの館の厨房の機器並びにレジ、これは指定管理者が決まる前に町としてはやるべき仕事じゃないんですか。ああいう業者を決めてから、ここがあきませんでしたと。結果を聞いたら、厨房の機器が50%だめやて、そんなんでは、指定管理者にこれは失礼に当たりますよ。まして、笠置のメンツにかかわりますよ。こういう点は、どうなのかと。レジなんか、今ごろ出てくる問題じゃないでしょう。もう1年、2年前からの問題ですよ。なぜここに出てくるのか。3月の末に厨房の機械が悪いということを知っていて、なぜ6月のときに出てこないで、なぜ9月に出てくるんですか。

だから、非常に一生懸命やってもらっているのはわかるんですよ。しかし、それがどうも

後手後手に回って、質問されると十二分に説明されますけれども、その説明が生きてこないという形になるんですよ。だから、今修理費が出ていますけれども、厨房も出ていますけれども、これは一応やらなあかんということはわかります。いつまでにやるんですか。そういうことをはっきりやってもらわないことには、夏のクーラーの二の舞になりますよ。6月に悪いと言って、終わったのは9月の最近ですよ。夏が過ぎて、クーラーがようやく終わったということになって、これがもし議案で通ったとしても、いつ直してやるんですか。そういうことを企画として、どういうビジョンを持っておられるのか、ちょっとそこだけお聞きしたいと思いますので、返答してください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

数々の時間の対応のおくれは、誠に申しわけございませんでした。今回、厨房機器またレジなど、実行できるとなれば、すぐ着手し、改善してまいります。よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

今、やると。私は、いつまでと期限を切ってと聞いているんですよ。そんなあやふやなことを聞いているんじゃないですよ。町政は、物すごくいい館に観光をかけてやれるところに、本当にやる気があるのか。1カ月でやるのか、半月でやるのか、そういう期日を聞いているんですよ。今の返事は、私の質問が悪かったかどうか知りませんが、観光課として、そういう返答しかできないんですか。私は期日を聞いている。何回も言いますけれども、期日を聞いているんですよ。返答の仕方をもう一度検討してみてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業が着手できるとすれば、すぐに。物の入る期間もあるかと思いますが、1週間。1カ月以内には備品類も入ると思いますので、1カ月以内には整えたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今の私の返答に対して、私は満足いきません。副町長、返答してください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの担当課長の答弁に関しまして、少し補足をさせていただきたいと思っております。

今議会におきまして補正予算を議決いただきましたら、直ちに見積書を徴し、そして契約手続をとらせていただきます。通常見積書の有効期限1カ月以内ということになっておりますので、その間に必ず着手し、設置できるように、事務的な作業を進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

コミュニティ創造事業、ボルダリングウォールの設置等とありますが、いこいの敷地内にボルダリングの人工壁を設置とあるんですけども、どこに計画をされているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの館敷地内ということで、いこいの館館内、またその周辺の施設、屋外の壁などを今のところ検討しております。まだ、実際に設置する場所というところは定まっておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

まだ決まっていないということなんですけれども、今いろんなところでジムというのは多くできているんですけれども、人口的には、柔道を抜いて60万人を超えたという数字が全国で出ているんですけれども、これが、東京オリンピックで日本の選手がメダルでもとるようになればまた加速するでしょうし、大いにボルダリングジムのウォール設置というのは期待を持てる場所やと思うんですけれども、やっぱり笠置というのは、もともとクラシカルな岩場があって、このクラシカルな岩場というのが逆に今すたれていっているというのが関東のほうでも多く言われていますし、実際関西では、兵庫県の北山公園という名勝のボルダリングの登る場所があります。あと笠置、この2本柱がすごいメジャーな、誰でも知っているような岩場です。とりわけ、電車を使って、あと徒歩で気軽に来られるというのは、日本全国探しても笠置だけなんですよ。このクラシカルな岩場を守るために、内側で基礎を積んで、本来は、また岩場へ返るとというのがボルダリングのボルダーのあるべき姿やというのが、上級者の方々が口をそろえて言うんですけれども、やはり笠置も、岩場を守るためにボルダリング常設のジムをつくると。そのジムは、限りなく誰の目にもふれるところがないと、

僕はおかしいと思うんですよ。

何が言いたいかと言ったら、ボルダリングの裾野を広げながら、やはり環境を守るということを大前提にこのプロジェクトを進めていただきたいと。今実際、少年団も大阪までジムに行き、レクチャーを受けているというのが現状なので、なるべく早く、雨の日でも登れる場所をつくってあげたいとは強く思いますし、実際ボルダーも、雨ならもう笠置に来ないという選択肢しかないので、きちんといこいの館の経営とボルダリングのボルダーがつながるような、すごいボルダリングが活着しているまちなんだなというのを味わえるような空間づくりを提供していただきたいと。だから、外はやっぱり傷むのも早いと思うんですよ。なるべくなら中に見えるところにボルダリングをばんと置いて、健康な体づくりとか、見せ方というのをまちには検討していただきたいと思っていますわけです。これは要望です。願望です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私も、一日も早く、ウオールのボルダリングを設置していきたい、そのような強い思いを思っております。また、いこいの館の敷地内ということで書いておりますが、やはりウオールが皆さんに見える、またボルダリングを実際やっている、そういう光景が皆さんに見てもらえる、そういう場所が私は一番適していると思っております。そういうことがボルダリングの普及にもつながる、また笠置町の姿勢というものが外に発信できると、私はそのように考えておりますので、そういう考えのもとで設置をしていきたい。また、設置をするに当たりましては、ボルダリング関係者の皆様とも相談をさせていただき、そんなにでかいものはできませんけれども立派なウオールをつくっていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

非常に前向きな意見を聞かせていただいたと思っております。ボルダリングの世界は、結構、意外と狭いんですよ。だから、いろんな方が協力してくれると思いますので、まず動き、いろんな意見を聞いて、みんなに愛されるような施設をつくっていただければ、いこいの館の経営にも絶対プラスになりますし、スポーツをやった後は絶対シャワーを浴びたくなりますので、そういう相乗効果もあると思いますので、なるべく早く迅速に対応していただいて、笠置に潤いをとというイメージをみんなで作るようなまちづくりをやってください。よろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

14ページのサテライトオフィスの誘致から云々と書いていますけれども、29年度の決算での東部のところ、収入がゼロ円でした。これ、もう1年半になるわけです。恐らく今も収入はゼロやと思いますけれども、整備工事とか一帯含めて2,400万円余りかかっているんですよ。1年半かかって、本当に入っている人がおらないんですよ。そして、この前も、いこいの館もサテライトオフィスとおっしゃったけれども、恐らく入っておられないと思います。それは、ちょっと私は知りませんが。そのために、何でまたこういうふうに。私は、いこいの館は、サテライトオフィスというのは、先ほど誰かおっしゃったけれども、食と温泉ですよ。今ボルダリングとかいろんな話が出ていますけれども、あの館でカラオケをやり、そういった問題とか。また一般質問で言いますけれども、要するにいこいの館をどのように持っていきたいのか。私は、やっぱり食と風呂ですよ。だから、その辺のところ。

それはええですけれども、サテライトオフィスの関係、本当にどのように考えて、1年半たって、まだ何もない。いこいの館も、サテライトオフィスは恐らくまだ入っておられないと思います。どのように考えておられるんですか。二千何万円もかけてやって。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回計上させていただいておりますサテライトオフィスにかかります費用につきましては、今議員がおっしゃいましたように、なかなか利用が上がっていないというところで、利用率を上げる、また使っていただく方を、入っていただける方を呼び込んでくるという思いでのツアーなり、パンフレットの作成費用でございます。

昨年度、サテライトオフィスを整備しました事業につきましては、現在2つの団体のほうから相談が来ております。実際に、笠置のサテライトオフィスと京都市内のオフィスを交互に利用していく方法。また、ある1団体は、あそこの建物を指定管理として自分たちが請け負って、その中で施設を運営していく、そのような動きも今現在具体的に動いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、東部のほうは、今指定管理とおっしゃったけれども、指定管理の方法もあり得るということですか。指定管理に任すということもあり得るんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の質問並びに担当課長の答弁を補足させていただきたいと思っております。

まず、指定管理が可能かどうか、これは、もう条例上はつきり、できますということになっております。指定管理をするか、しないかは、町のほうで判断させていただき、また議会のほうで議決をいただきたいと思っております。

そして、今課長が申しあげましたように、いろいろな方々に来ていただき、見ていただいている状況が昨年来から続いております。ただ、その方々が、よしわかった、使ってあげようということで、具体的にサテライトオフィスを1カ月あるいは1年借りるというところまでは至っておりません。ただ、非常に関心を持っていただき、どう使えるかということを相談させていただいているというのが、先ほど課長が申しあげましたような内容でございまして、それを、やはり熟度を上げていく努力をしていかなければならない、そういう段階に来ているのではないかとと思っております。昨年、使用実績といいますか、お金的にはゼロではありませんけれども、いろいろなところにお使いいただき、お試しいただいた。そういったものの種まきがいよいよ今年度花咲くように、一層努力はしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ここに、笠置蘇り物語というような非常にいい名前の事業があるんですけども、これ、ここに書いてあるように、いこいの館1階にビジネスセンターを設けるということで200万円の予算を組んでおられますね。これ、6月に業務をして、まだここに、そういうような200万円かけてやられるんですか。ここだけやなしに、産業振興会館を利用するか、そういう案はないんですか。

それと、こういう事業をやられて、非常に続いているんですが、私の見た目では、全然やっらしい成果は出てきていません。ただ、委託料、そういう形でどんどん町の予算が流れていくというような形になっています。大変かもしれませんが、できるだけ町民の皆さんにわかるような事業をお願いしたいと思えます。だから、この環境はどうなんですか。商工会もありますし、いろいろある、産業振興会館もある。なぜいこいに持っていかれるんですか。その理由をお聞きしたいんです。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回のこの事業につきましては、スポーツというところに焦点を当てまして、スポーツの観光の案内をいこいの館の中で説明する、提供する情報を出していくということでございます。その中には、もちろん現在の観光笠置さんとか商工会、また雇用創造協議会、いろいろな団体がこの事業にかかわりながら、いこいの館につきましては温泉もあります。いろいろなスポーツの拠点ということにもなりますので、まずいこいの館にスポーツ観光というものを案内できる場所、そういったものをしつらえていくということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

非常に説明の足を引っ張るようなんですが、なぜいこいの館なんですか。いこいの館になぜそういう客が来て、そこを拠点としてやらないかんですか。JRの駅もあるでしょう、産業振興会館もあるんですよ。この400万円の中に、200万円は、外国人旅行客の誘致と書いてあるんでしょう。これは、本当に夢のような話じゃないですか。ここに400万円もかけて、これでみんな納得いきますか、町民が。それやったら、もっとほかにせんなんことがあるんじゃないですか。その点どう思われますか。副町長、お願いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの担当課長の答弁の補足も含めてございますが、まずいこいの館になぜかということなんでございますけれども、現に、いこいの館は年間約7万人の方が来ておられる。その7万人の方々に対して情報を提供するというのは、大きな意義があると考えております。当然JRの笠置駅、産業振興会館、それから町なかにもチャレンジ等あって、場所的にはあるんですけれども、しっかりした案内ができるというスペースであったり、体制がとりにくいので、そういったところは、それに応じたパンフレットの配架、配布等をお願いし、そういったところと連携できるようにはさせていただきたいと思っておりますが、中核となる、ハブとなる、受け皿となるところは、まず7万人が来る、そういったところに対して、7万人の方々によりよい笠置の観光の情報を提供し、実際に行動に移してもらえるようアドバイスをさせていただき、そういう案内所、センターをつくらせていただきたいと思いますと考えております。

そして、外国人観光客、夢物語ということで、確かに京都市内や奈良や大阪にはたくさんの方が来ておられて、そして、その方が消費される金額というのは物すごく大きいというのを見聞きしております。ほんのちょっと電車で横道へそれていただければ、笠置へ到着で

きます。笠置に到着できるということを、実感いただかないと、外国人の方々というのは来ていただくことがなかなか難しいと思っております、今回、京都市内でありますとか奈良のホテルの関係者と相談させていただきまして、割と自由に外国人の観光客は、その日何をしようということをコンシェルジュの方々に相談されるケースが多ございます。そういうときに、笠置に来ていただくことができますよということで案内を具体的にさせていただき、可能であれば、そういった方々をモニタリングとして引き連れて、笠置まで来ていただき、笠置のよさを体感いただく。いこいの館の温泉にも入っていただき、食事もしていただき、ボルダリング、山にも登っていただく、お寺も回っていただく、そういうことを体感いただく中で、その方々が持っておられる独自の例えばSNSでありますとか、そういったもので発信していただき、母国の方々に伝えていただく。その輪を広げていこうというのが、この観光客の誘致の狙いです。

そういうことが実際に行われますと、例えば今農家民宿を一生懸命笠置でも掘り起こそうとしておりますが、なかなかそういったことが、本当に来るのかというところで懐疑的な御意見もございしますが、実際来ていただけるんですと。そして、笠置のお宅に泊まりたいんですという方もいらっしゃる。そういった方々へのモチベーションにもなるだろうと思っておりますので、ぜひそういうふうな、地域の方々が潤う、そして頑張れる、そういうきっかけづくりにさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番です。

今、副町長から非常に熱弁をいただきましたが、来年、この計画の実のある結果が報告されるように期待いたしまして、質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今の観光の関係で、やはり観光案内というのは駅中とか、今言われましたように産業振興会館の中とか、私もことし大垣とか中津川、あちこち行きました。わからんところですから、すぐに観光案内所に行ってパンフレットをもうたりして、ここがどこですとか、いろいろ聞いて行きました。中津川もそうです。そういうところは、また商品もいろいろ売っているわけです、産業振興会館に置いてあるような感じで。やはり本来なら、駅のすぐそばに観光案内所というのをつくるべきなんですよ。

笠置の駅を出てきて、何にもないですよ。例えばこの前、島ヶ原の駅のところに、ぽっと

スポットで、歴史と自然の里か何か、ぼっと出ておるんですよ。びっくりして、あそこも駅前  
前に観光協会をつくっておられます。観光というのは、やはり駅前とか駅中ですよ。こうい  
う話やったら、7万人入られたとかどうこう言うたって、その方たちは観光で来ていないん  
ですよ。風呂に入りに来ているだけだから。本当は、電車で来て、そういうふうに見学され  
るんですよ。先ほど言うたみたいに、私もあちこち行って。奈良でもそうでしょう。奈良の  
駅前のところ、旧駅舎のところに見学案内所がある。近鉄やったら近鉄の上にあります。京  
都は、京都もやっぱりそこにある。やっぱりみんな駅中とか、本当に駅のそばですよ。それ  
が本来の見学案内所じゃないのかなと思うんです。だから、松本議員がおっしゃったように、  
そういうふうに見学されたらどうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の質問にお答えさせていただきます。

一般的に、JRに乗ったり、また私鉄に乗ったりして観光地に行きますと、見学案内所が  
あるとか、見学案内看板があるなどというのが一般的なんですが、笠置はそういった整備が  
おこなわれているというのが実態でございます。まずは、多言語化の見学案内板を整備してい  
こうということで、6月の補正もお認めいただきました。そして、案内所自体も、中心的な機  
能は、やはり集客が確実に見込まれるところにまずはつくりたいと。そして、駅にも当然来  
られます。ですが、常設でそういったものを整備するだけのスペースであったり、また人員  
体制が現段階でとれません。今後それが全く可能性ゼロというわけじゃございませんので、  
順次笠置の見学の推移を見ながら、どういった見学案内が一番笠置に適しているのか、検討  
もさせていただきながら進めたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどボルダリングの話も出ていましたけれども、これ、本当に中にされるか外かはわか  
りませんが、また一般質問で言いましたけれども、いこいの館が、サテライトオフィ  
スやボルダリングや健康器具や、本当に先ほどから何遍も言いますけれども、食と風呂です  
よ。ごちゃ混ぜですよ。カラオケをやられるとか、本当にどうなっているのかなという、こ  
れを見ていたら、そんな感じがします。それは別にして、もう何遍も言いません。ただ、参  
考に言っておきますけれども、河原のボルダリングの岩のところ、今河原がどうなっている  
か現状を御存じですか。むちゃくちゃですよ。それこそ掃除とか、河原のところは見学協会  
が掃除されるけれども、あの岩場のところ、ボルダリングに来られたらできませんよ、今。

すごい木材とか廃材とかいろいろなものが流れています。ちょっと視点を変えて言いましたけれども、その辺はどうされるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ボルダリングのエリアにつきましては、今までは、11月の最後の日曜日、一斉に近畿圏一円からボルダリングの愛好者またボランティアの人が寄っていただきまして、100人を超える規模で清掃奉仕をしましてまいりました。今大倉議員が言われましたように、今のボルダリングのエリアにつきましては、台風のせいで、流木や瓦れきが散乱しております。23日に、名前はちょっと忘れましたが、ある企業のボルダリングに親子で来られる、また有名なボルダーも来られると聞いております。17日、18日に、有志で、ボランティアで、片づけられるものを片づけていこうという、そういう話を今していただいております。また一人でもたくさんの方が参加していただければありがたいなと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ちょっと話を変えて質問します。

13ページの一般管理費委託料、制度改正支援業務237万6,000円ということで上がっておりまして、主要事業調書もいただいておりますが、これについてちょっと質問いたします。

この間の議運のときの説明でも、嘱託職員とか、それから臨時職員、それから委員さんもやったかな、それも含めて服務規律の整備を図っていくということでやられるみたいなんですけれども、服務規律とか、そういう人事面の規律とか、そういうものも入ってきているんじゃないかと思うんですけれども、そういうものを委託で業者にやらせて、できたものを、研修もされるんやろうけれども、そういうことで問題がないのかどうか1点と、それと予算の237万6,000円の内訳、どういう形でこれだけのお金が要るのか。その説明をお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回提出させていただきました中には、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、うちの呼び名としての呼び名ですけれども現行の嘱託職員、それからアルバイト、臨時職員等が

対象となってきます。これは、国のほうの法律の改正によりまして、特別職の非常勤職員と  
言っていたものを、正規職員と同じような業務をする者はフルタイムの会計年度職員、そう  
いうふうに分別しなさいというような内容となっております。

おっしゃっていただきましたように、今現在は嘱託業務によって同額の金額を支払いさせ  
ていただいておりますが、職務内容によっては、正規職員と同じような内容をしている者は  
それに近いもの、それから期末勤勉手当についても支給対象、率等も、自治体独自で決めて  
支給するよというふうになっております。

今現在、嘱託職員さんには、勤勉手当、夏季手当、それから通勤手当というものはお支払  
いさせていただいておりますが、この会計年度職員の制度の導入によりまして、それ以外の  
ものも整備していく必要があるかと思われま。それから、人件費にかかるもの以外にも、  
服務規律もそうですし、旅費、それから時間外勤務、そういうものも規定していかないと  
いけないということになっております。

今国から示されておりますのは、昨年29年度に提示されたマニュアルだけでございます。  
国のほうも第2版を作成中やということは聞いているんですけども、平成32年の移行に  
向けて、町でも、どれぐらいの条例改正であったり、必要であるかという洗い出しも必要に  
なってきますことから、委託をして対応させていただきたいと思っております。ただ、業者  
に全てお願いして、業者の案を受けるのではなく、笠置町の実態に即した中で、給与条例も  
そうですし、勤務時間条例、それから服務規律の規定等、そういうものも整備していく。今  
正規職員に適用させている条例をどのように変えていくか、それを、移行も必要ですが、そ  
れを現行の嘱託職員であったり臨時職員に、どのような対応ができるかというところを検討  
していかないとイケませんので、今回上げさせていただきまして、お願いしていきたいと。  
もちろん、一緒になってやっていくというところにしております。

それから、予算の内訳ですけれども、今これは、うちの例規整備をしていただいております  
株式会社ぎょうせいのほうから提示された金額となっております。まだ、ここから内容を  
精査して、うちのほうで必要な分を落としたり、ほかにも必要なものがあれば上げたりとい  
うことになってきておりますが、すみません、ちょっと今金額的にどういう内訳になってい  
るのかの資料を持ち合わせておりませんが、例規整備していただく内容としては、例規整備  
と、それから対象者に対する業務内容の洗い出し等になってきております。また、これをす  
ることによりまして、今嘱託職員や臨時職員で対応しているものが、本当にその対応でいい  
のか。正規職員を採用しなければならないのかというような、そういう体制づくりの目安に

もなるかと思われまますので、そういうものも含めた業務内容となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

一応概略はわかりましたけれども、ということは、これは、何かそういう、移行していくマニュアルとか、一応国から出されるわけですか。それに沿って、ぎょうせいさんにやってもらうという形になるんやと思うんやけれども。そしたら、この予算の内訳ですけれども、これは、人数の多さで変わってくるのか。その辺、何で237万円というのが全然わからへんから。例えば嘱託さんは今笠置町に何名おられるのか、アルバイトさんは何名採用しているのか、その数はわかりますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の今の御質問です。

今現在嘱託職員は10名に勤務をしてもらっております。非常勤職員については約100名近く、単発で、月1回であったり年に数回しか入っていない者も含めまして100人近くになっております。その中で、会計年度職員のフルタイム、会計年度職員のパートタイム、全くの臨時職員というふうな区分けが必要となってきます。

この予算ですけれども、一応条例の改正する本数、その数と、それから対象者の数でおおよその金額になってきています。もちろん、うちの対象者が他区と比べて少ないようでしたら、ここからまだ低くなる可能性はあります。今現在、概算でこの人数、条例改正もこれぐらいの本数ということで出ている金額とさせていただければと思います。

それから、先ほどのマニュアルですけれども、国のほうから第1版が出ただけで、まだ出てきておりませんので、おっしゃっていただいたように、そのマニュアルに準じて、町のほうも委託先のほうも、それに沿って改正、対応ということになってきます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

先ほどから地方創生関連のことが言われています。特にいこいの館の入館者数をふやしていくということが大分主眼になっているというふうに感じますけれども、例えば河川敷なりボルダリングなりいろんなものの体験をしようと。笠置に遊びに来て、ただ食事、お風呂だけじゃなくて、遊ぶ場をつくって、来る理由をつくる、遊ぶ場をつくっていくということは非常に理解できるんですけれども、そういうものに対しては、もっと外に情報発信、こうい

う遊び方ができますよというのをやっていくのか、それとも、今現在訪れている方に楽しんでいただいて、口コミでどんどん広げていくと、そういうようなイメージなのか。外向けの情報発信等についてはどういうふうな考え方をお持ちか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の質問にお答えさせていただきます。

大変多くの方々に来ていただき、それぞれのライフスタイルに応じた遊び方をさせていただいております。そういう場が笠置にあるというのは大変ありがたいことであります。そういったことをどんどん外の方々に知っていただく手段といたしまして、やはりそういう方々御自身で、SNSを通じて、例えば今でしたらインスタ映えするとか、そういったことをぜひ協力をお願いするというのも大変重要ではないかと思っております。また、町自身がメディアを通じ、あるいはプレスリリースの場で、そういったことを積極的に発信していくということも求められております。

現在なかなか戦略的な広報でありますとか、戦略的なメディアの活用というのができてはおりませんが、そういう方向へ持っていかないと、町の自前のメディアだけで勝負するというのは大変厳しいというふうに思っております。インターネットのホームページを、常時そういったものを更新していくという作業も非常に手間がかかりますので、外部の方々のメディア、ツール等を大いに我々も活用させていただき、そういう戦略の中で、外の方々に笠置の楽しみ方を知っていただく、そういう広報あるいは情報発信に努めさせていただきたい、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） もういいですか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ちょっと参考にお聞きします。

16ページなんですけれども、消防のほうで80万円一応出ています。これは、場所はどこですか。平米数はどのぐらいあるんですか。それで、最近災害も増加しています。こんな借りている土地、80万円毎年発生するようでは非常に問題があると思いますので、必要なら町有化する等の検討をされているのか。今後どうするのか、その点について、返答をお願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算の最初の説明でもお話をさせていただきましたが、この使用料につきましては、未払いとなっておりました4年間分となっております。年間20万円、場所は役場の笠置大橋北詰の消防車の積車の置いてあるポンプ小屋の土地となっております。相続の関係で、ちょっと現在の所有者さんとのトラブルといいますか、相続の関係で支払いができておりませんでした。そこで、相手方さんが裁判所に上告されましたので、うちのほうでも顧問弁護士さんをお願いして対応しておりましたが、このたび和解ということになりましたので、和解の条件といたしまして、過去5年間の未払い分を今回支払うということとなっております。平成30年度分につきましては当初予算で20万円を見ておまして、今回上げているのは4年間分となっております。

相手さんとは、町が買い上げると、購入というお話もさせていただきましたが、引き続いて、現況どおり年間20万円の使用料でお借りいただきたいという御呈示をいただきましたので、引き続きこの形でさせていただきたいという内容となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

すみません、さっきの情報発信の関係で、例えばなんですけれども、いこいの館のホームページはあるということですが、ほかにも笠置ファンであるとか観光協会等のホームページもありますけれども、こうした遊びの場があるんですよとお知らせするような情報発信のホームページをつくられたり、さらには、よく使われるような駅、木津駅とか結節点となるようなそういう駅に、そういう情報発信のことはできないのか。もちろん広告費用等との関係もあるので単純にはいかない面はあると思うんですが、そういうことも具体的に検討されたり、考えとしてお持ちなのか、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の質問にお答えさせていただきます。

遊び場情報、大変これはおもしろい情報だろうと思います。いろんなところが笠置の情報を発信しておりますが、そういったものを取りまとめるポータルサイトといったようなものもありません。そして、今おっしゃっていただいた遊び場ということで、こんな遊びができますよということを具体的に見せるということは、できておりません。気軽という言い方は悪いんですけれども、手軽にできる方法としてはフェイスブックのページを作成し、そこに上げていく、そこにリンクを張っていくというふうなことは工夫できるんじゃないかと思っ

ておりますので、それは検討させていただきたいと思っております。

また、木津駅等での発信拠点をつくったらどうか。当然チラシ、パンフレット等、たくさんいろんなところから出てきております。それをどう活用するかという視点においては、町外のそういうアクセスポイントといいますか結節点において、配布ができるように、また関係団体と協議をさせていただきたい、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどお聞きしたんですけれども、またお聞きしますけれども、15ページの東部3町村による広域観光というの、これをもう一度簡単に説明していただけないか。そして、もう一つ、その下に、木津川活性化協議会というのは、私は初めて聞くと思うんですけれども、ほかの方はどうか知りませんが、これはどういった性格の協議会なんですか。私は初めてだと思えます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

相楽東部3町村連携による広域観光事業、川というところに着目をいたしまして、相楽東部3町村を川つながりで、川を活かしたアウトドアイベントをして、3町村を周遊しながら、そしてお金が落ちるような仕組みを今後つくっていくということで、今年度3月の上旬をめどに、今現在未来づくりセンターを中心に計画をしております。

現在決まっております具体的な笠置町でのイベントの内容でございますが、ボルダリング体験会というものを計画しております。講師の方をお招きいたしまして、料金を徴収し、体験していただくということが、笠置町の中での事業でございます。

木津川活性化協議会といいますのは、今現在主体的になっておりますのは未来づくりセンターでございますが、その組織といたしまして、山城広域振興局を主に、笠置町、和東町、南山城村、未来づくりセンター、それら構成団体が入りまして、この協議会を形成していくと、そういう内容になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの担当課長の答弁に少し補足させていただきたいと思っております。

これは、単にイベントをするのかということにまず皆さん危惧をお持ちかなということも私も感じておまして、これは一過性のイベントをするということではございません。最終

的に、木津川活性化協議会というのは行政でつくっているわけですが、国土交通省の河川局に対しまして木津川河川敷の高度利用といったものを働きかけていく、そのきっかけづくりにしていきたい。例えば今国のほうで進めようとしているかわまちづくりにつながっていくように、ここの活用がこれだけすぐれているんだということを見せていくわぎというふうに思っております。かわまちづくりの計画が進められる中で、河川敷の中の管理道路の整備でありますとか、これまで木津川の、私のところの笠置のキャンプ場の河川敷等で不便をしていた部分というのを、国のほうで整備いただけるような、そういうきっかけづくりになるものということで、これは大いに活用させていただきたい、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今3カ町村だけとおっしゃったけれども、相楽一帯ということ。将来的にどうかわかりませんが、旧加茂町とか木津、精華町、木津川一帯ですよ。この辺は、木津川活性化協議会が決めるのか知りませんが、それはどのような考え方でおられますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、木津川の流域をつないでいくというのは大変意義があるというふうに私も思っております。6つの浜があった、歴史的に、そういったことも非常に重要であるというふうにこの協議会の中では議論がされておりました。山城広域振興局がやはり主導権をとり、当然我々は相楽東部を何とかしたい、特に笠置を何とかしたいという思いがあるんですが、ほかとの連携があって、そして川全体の魅力の向上、そして昔歴史的にはこういうことがあったといったものをもう一回再現できるような状況になれば、観光地としても、また河川活用としても価値が上がるんじゃないかと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今回の補正の中で、厨房機器については、現在経営されていますし、お金がないというこ

とで満足なサービスを提供しないというのも問題だろうというふうには考えています。また、ポンプのセンサーについても同様で、温泉を売りにしているのにそのサービスが提供できない、それについては非常に理解ができます。また、その他の地方創生の事業についても、補助事業ということで、当然そのほかのことには使えない事業で、補助もあって、有利な事業ということで、何とか遊び場をつくって、いこいの館を盛り立てていこうという、その意図をよく読み取ることができました。

しかし、この間、直近のいこいの館の時点でも、もともとは、厨房機器の説明をされようとしていたところ、フェイスさんのほうの説明ということで出席もいただいていたけれども、先に売り上げから始めようということで、業務もあるので途中で退席ということになり、結局説明がされないまま本会議のほうに突入してきていると。それで、各課の主要事業調書というのも、議運が終わってから、そしておとといぐらいに配付をされたということで、大変ばたばたした中でやっているなど。

きょうも全協の中で説明したいということで、本日の提案理由、質疑、採決の当日に説明をするという、こういうやり方がとてもよくないと。好ましくないんじゃないか。これまでも似たようなことがありました。やっぱりこれはよくないんだということをわかっていただきたいと。中身というよりは、そのような手続上の、こういう説明のやり方というものに対して今回は問題として、討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

先日の議会でも話をさせていただきましたけれども、地方創生が、笠置は全国から見ても正直おくれをとったと僕は思っています。時間がない分経費がかさむことは致し方ないのかと思う部分もありながら、ただ、やっぱりその経費を生かす事業にしていかなければならないというのは、もう100%だと思います。

いこいの館について、先ほどほかの議員からもありましたように、運営が始まってからではなく、始まると同時に設備投資も済ませておかなければならなかったはずですが。今回もちも大きな投資をするわけですので、今度こそ、本当に失敗は許されないと。笠置にかかわる全ての人々が幸せになるような、前向きに生きられるような積極的投資を今回したと、みんな自信を持って言える未来づくりができるような思いを込めて、僕の賛成討論にかえさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

議案第36号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第36号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） これで、本日の会議を閉じます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。第3日目は、9月20日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後4時08分